

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案

■譲渡担保権及び所有権留保については、条文規定がなく判例法により担われていたが、2025年3月7日の閣議決定により、「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案」の国会への提出が決定され、明文規定の導入が審議されることとなった。公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する予定である[例外あり]。フランスのように譲渡担保と所有権留保を民法に規定するのではなく、手続法規定や倒産法規定を含めて詳細な規定を置く特別法として制定されている。

関連する本書の第3編「担保物権法」§14ならびに§15について改訂が必要となるが、ひとまず以下に、法案の全文を記載しておく。縦書きであるが横書きに変え、また漢数字はアラビア数字に変えてある。

目 次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 譲渡担保契約

第1節 譲渡担保契約の効力

第1款 総則

第1目 通則（第3条—第12条）

第2目 根譲渡担保契約の効力（第13条—第26条）

第2款 動産譲渡担保契約の効力

第1目 総則（第27条—第39条）

第2目 集合動産譲渡担保契約の効力（第40条—第45条）

第3目 登記又は登録を要する動産についての適用除外（第46条）

第3款 債権譲渡担保契約の効力・1

第1目 総則（第47条—第52条）

第2目 集合債権譲渡担保契約の効力（第53条・第54条）

第4款 その他の財産を目的とする譲渡担保契約の効力（第55条—第58条）

第5款 適用除外（第59条）

第2節 譲渡担保権の実行等

第 1 款 動産譲渡担保権の実行等

第 1 目 総則（第 60 条—第 65 条）

第 2 目 集合動産譲渡担保権の実行（第 66 条—第 71 条）

第 3 目 強制執行等の特例（第 72 条—第 74 条）

第 4 目 動産譲渡担保権の実行のための裁判手続（第 75 条—第 91 条）

第 2 款 債権譲渡担保権の実行

第 1 目 総則（第 92 条・第 93 条）

第 2 目 集合債権譲渡担保権の実行（第 94 条・第 95 条）

第 3 款 その他の財産を目的とする譲渡担保権の実行（第 96 条）

第 3 節 破産手続等における譲渡担保権の取扱い（第 97 条—第 108 条）

第 3 章 所有権留保契約（第 109 条—第 111 条）

第 4 章 罰則（第 112 条）

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 譲渡担保契約及び所有権留保契約の効力，譲渡担保権及び留保所有権の実行，破産手続におけるこれらの権利の取扱い等については，他の法令に定めるもののほか，この法律の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この法律において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

一 譲渡担保契約 金銭債務を担保するため，債務者又は第三者が動産，債権（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 3 編第 1 章第 4 節の規定により譲渡されるものに限る。以下この条，第 23 条第 2 項，第 26 条第 1 項第 9 号及び第 55 条において同じ。）その他の財産（次に掲げるものを除く。）を債権者に譲渡することを内容とする契約（第 16 号ロに掲げるものを除く。）をいう。

イ 抵当権の目的とすることができる財産（次に掲げるものを除く。）

（1）農業動産信用法（昭和 8 年法律第 30 号）第 2 条第 1 項に規定する農業用動産（第 39 条第 1 項から第 3 項までにおいて「農業用動産」という。）

（2）道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）による登録を受けた自動車（大型特殊自動車）で建設機械抵当法（昭和 29 年法律第 97 号）第 2 条に規定する建設機械であるものを除く。第 39 条第 4 項において「登録自動車」という。）

ロ 特許権，実用新案権，意匠権及びこれらの実施権，商標権及びその使用权，育成者権及びその利用権，特許，実用新案登録又は意匠登録を受ける権利，商標登録出願により生じた権利並びに防護標章登録に基づく権利

二 譲渡担保財産 譲渡担保契約の目的である財産をいう。

三 譲渡担保権 譲渡担保財産の譲渡を受ける者が譲渡担保契約に基づいて譲渡担保財産について取得する権利をいう。

四 譲渡担保権者 譲渡担保権を有する者をいう。

五 譲渡担保権設定者 譲渡担保契約の当事者のうち譲渡担保財産を譲渡する者（その者が譲渡担保財産について有する権利を他の者に譲渡した場合にあっては、その権利を現に有する者）をいう。

六 動産譲渡担保契約 譲渡担保契約のうち、動産を目的とするものをいう。

七 譲渡担保動産 動産譲渡担保契約の目的である動産をいう。

八 動産譲渡担保権 譲渡担保動産の譲渡を受ける者が動産譲渡担保契約に基づいて譲渡担保動産について取得する権利をいう。

九 動産譲渡担保権者 動産譲渡担保権を有する者をいう。

十 動産譲渡担保権設定者 動産譲渡担保契約の当事者のうち譲渡担保動産を譲渡する者（その者が譲渡担保動産について有する権利を他の者に譲渡した場合にあっては、その権利を現に有する者）をいう。

十一 債権譲渡担保契約 譲渡担保契約のうち、債権を目的とするものをいう。

十二 譲渡担保債権 債権譲渡担保契約の目的である債権をいう。

十三 債権譲渡担保権 譲渡担保債権の譲渡を受ける者が債権譲渡担保契約に基づいて譲渡担保債権について取得する権利をいう。

十四 債権譲渡担保権者 債権譲渡担保権を有する者をいう。

十五 債権譲渡担保権設定者 債権譲渡担保契約の当事者のうち譲渡担保債権を譲渡する者（その者が譲渡担保債権について有する権利を他の者に譲渡した場合にあっては、その権利を現に有する者）をいう。

十六 所有権留保契約 次に掲げる契約をいう。

イ 動産（抵当権の目的とすることができるもの（第1号イ(1)及び(2)に掲げるものを除く。）を除く。以下同じ。）の所有権を移転することを内容とする売買その他の契約（ロにおいて「売買契約等」という。）であって、当該動産の代金の支払債務その他の金銭債務を担保するため、その金銭債務の全部の履行がされるまでの間は、当該動産の所有権を当該動産の所有権を移転すべき者に留保する旨の定めのあるもの

ロ 売買契約等の当事者のうち当該売買契約等の目的である動産の所有権の移転を受けるべき者が、第三者に対し、当該動産の所有権を移転すべき者に対する当該動産の代金その他の金銭の支払を委託し、当該者が、その支払を受けたときに、当該金銭の償還債務その他の金銭債務の担保として、当該第三者に当該動産の所有権を取得させることを約する契約であって、その金銭債務の全部の履行がされるまでの間は、当該動産の所有権を当該第三者に留保する旨の定めのあるもの

十七 所有権留保動産 所有権留保契約の目的である動産をいう。

十八 留保所有権 所有権留保動産の所有権を留保する者が所有権留保契約に基づいて所有権留保動産について有する権利をいう。

十九 留保売主等 留保所有権を有する者をいう。

二十 留保買主等 所有権留保契約の当事者のうち、被担保債権に係る債務の全部の履行がさ

れた場合に所有権留保動産の所有権の移転を受ける者（その者が所有権留保動産について有する権利を他の者に譲渡した場合にあっては、その権利を現に有する者）をいう。

第2章 譲渡担保契約

第1節 譲渡担保契約の効力

第1款 総則

第1目 通則

（譲渡担保権の内容）

第3条 譲渡担保権者は、譲渡担保財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

（譲渡担保権の被担保債権の範囲）

第4条 譲渡担保権は、元本、利息、違約金、譲渡担保権の実行の費用及び債務の不履行によって生じた損害の賠償を担保する。ただし、譲渡担保契約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（譲渡担保権者による譲渡担保財産の譲渡）

第5条 譲渡担保権者は、次節の規定による実行手続によらなければ、譲渡担保財産を譲渡することができない。

（譲渡担保権設定者の処分権限）

第6条 譲渡担保権設定者は、その有する譲渡担保財産についての権利を第三者に譲渡することができる。

（同一の譲渡担保財産についての重複する譲渡担保契約）

第7条 譲渡担保財産は、重ねて譲渡担保契約の目的とすることができる。

（譲渡担保権の不可分性）

第8条 譲渡担保権者は、被担保債権の全部の弁済を受けるまでは、譲渡担保財産の全部について、譲渡担保権を行使することができる。

（物上代位）

第9条 譲渡担保権は、譲渡担保財産の売却、賃貸、滅失又は損傷によって譲渡担保権設定者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行使することができる。この場合においては、譲渡担保権者は、その払渡し又は引渡しの前に差押えをしなければならない。

2 前項前段の規定に基づいて譲渡担保権者が行使する権利は、その金銭その他の物の払渡し又は引渡しを目的とする債権を目的とする質権又は譲渡担保権であって、同項後段の規定による差押えの後に対抗要件を備えたものに優先する。

3 譲渡担保権の目的である財産についてその譲渡担保権に劣後する先取特権、質権又は他の譲渡担保権を有する者（以下この項において「劣後担保権者」という。）は、その順位により、譲渡担保権設定者が支払を受けるべき第48条第2項（第58条において準用する場合を含む。）に規定する残額、第60条第4項（第93条（第96条第1項において準用する場合を含む。）以下この条及び第26条第1項第5号において同じ。）において準用する場合を含む。）に規定する帰属

清算金、第 61 条第 5 項（第 93 条において準用する場合を含む。）に規定する処分清算金又は第 92 条第 1 項後段（第 96 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する差額に相当する金銭に対しても、その権利を行使することができる。この場合においては、劣後担保権者は、その払渡しの前に差押えをしなければならない。

（物上保証人の求償権）

第 10 条 他人の債務を担保するため譲渡担保契約を締結した譲渡担保権設定者は、その債務を弁済し、又は譲渡担保権の実行によって譲渡担保財産を失ったときは、民法に規定する保証債務に関する規定に従い、債務者に対して求償権を有する。

（民法の規定の適用除外等）

第 11 条 民法第 496 条第 1 項の規定は、供託によって譲渡担保権が消滅した場合には、適用しない。

2 譲渡担保権は、質権とみなして、民法第 518 条の規定を適用する。

（仮登記担保契約に関する法律の規定の適用）

第 12 条 譲渡担保権は、質権とみなして、仮登記担保契約に関する法律（昭和 53 年法律第 78 号）の規定を適用する。

第 2 目 根譲渡担保契約の効力

（不特定の債権を担保するための譲渡担保契約）

第 13 条 譲渡担保契約は、債務者との間に生ずる一定の範囲に属する不特定の債権を担保するためにも締結することができる。

（根譲渡担保権の被担保債権の範囲）

第 14 条 前条の債権を担保するために締結された譲渡担保契約（以下「根譲渡担保契約」という。）に基づく譲渡担保権（以下「根譲渡担保権」という。）を有する者（以下「根譲渡担保権者」という。）は、確定した元本、利息、違約金、根譲渡担保権の実行の費用及び債務の不履行によって生じた損害の賠償の全部について、その根譲渡担保権を行使することができる。ただし、根譲渡担保契約において極度額（根譲渡担保権を行使することができる被担保債権の上限の額をいう。以下同じ。）の定めがあるときは、当該極度額を限度とする。

（根譲渡担保権の被担保債権の範囲及び債務者の変更）

第 15 条 元本の確定前においては、根譲渡担保権の被担保債権の範囲の変更をすることができる。債務者の変更についても、同様とする。

2 根譲渡担保権の極度額の定めがない場合における前項の変更は、利害関係を有する者の承諾を得なければ、することができない。

（根譲渡担保権の極度額の変更等）

第 16 条 根譲渡担保契約の締結後に根譲渡担保権の極度額を定め、又は根譲渡担保権の極度額の定めを変更し、若しくは廃止するには、利害関係を有する者の承諾を得なければならない。

（根譲渡担保権の元本確定期日の定め）

第 17 条 根譲渡担保権の担保すべき元本については、その確定すべき期日を定め、又は変更する

ことができる。

2 前項の期日を定め、又は変更するには、根譲渡担保権に劣後する譲渡担保権を有する者その他の第三者の承諾を得ることを要しない。

3 第1項の期日は、これを定め、又は変更した日から5年以内でなければならない。

(根譲渡担保権の被担保債権の譲渡等)

第18条 元本の確定前に根譲渡担保権者から債権を取得した者は、その債権について根譲渡担保権を行使することができない。元本の確定前に債務者のために又は債務者に代わって弁済をした者も、同様とする。

2 元本の確定前に債務の引受けがあったときは、根譲渡担保権者は、引受人の債務について、その根譲渡担保権を行使することができない。

3 元本の確定前に免責的債務引受があった場合における債権者は、民法第472条の4第1項の規定にかかわらず、根譲渡担保権を引受人が負担する債務に移すことができない。

4 元本の確定前に債権者の交替による更改があった場合における更改前の債権者は、第11条第2項の規定により適用する民法第518条第1項の規定にかかわらず、根譲渡担保権を更改後の債務に移すことができない。元本の確定前に債務者の交替による更改があった場合における債権者も、同様とする。

(根譲渡担保権者又は債務者の合併)

第19条 元本の確定前に根譲渡担保権者について合併があったときは、根譲渡担保権は、合併の時に存する債権のほか、合併後存続する法人又は合併によって設立された法人が合併後に取得する債権を担保する。

2 元本の確定前にその債務者について合併があったときは、根譲渡担保権は、合併の時に存する債務のほか、合併後存続する法人又は合併によって設立された法人が合併後に負担する債務を担保する。

3 前二項の場合には、根譲渡担保契約における譲渡担保権設定者（以下「根譲渡担保権設定者」という。）は、担保すべき元本の確定を請求することができる。ただし、前項の場合において、その債務者が根譲渡担保権設定者であるときは、この限りでない。

4 前項の規定による請求があったときは、担保すべき元本は、合併の時に確定したものとみなす。

5 第3項の規定による請求は、根譲渡担保権設定者が合併のあったことを知った日から二週間を経過したときは、することができない。合併の日から1月を経過したときも、同様とする。

(根譲渡担保権者又は債務者の会社分割)

第20条 元本の確定前に根譲渡担保権者を分割をする会社とする分割があったときは、根譲渡担保権は、分割の時に存する債権のほか、分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を当該会社から承継した会社が分割後に取得する債権を担保する。

2 元本の確定前にその債務者を分割をする会社とする分割があったときは、根譲渡担保権は、分割の時に存する債務のほか、分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割を

した会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を当該会社から承継した会社が分割後に負担する債務を担保する。

3 前条第3項から第5項までの規定は、前二項の場合について準用する。

（根譲渡担保権の譲渡）

第21条 元本の確定前においては、根譲渡担保権者は、根譲渡担保権設定者の承諾を得て、その根譲渡担保権（極度額の定めがあるものに限る。次項及び次条において同じ。）を譲り渡すことができる。

2 根譲渡担保権者は、その根譲渡担保権を二個の権利に分割して、その一方を前項の規定により譲り渡すことができる。この場合において、その根譲渡担保権を目的とする権利は、譲り渡した根譲渡担保権について消滅する。

3 前項の規定による譲渡をするには、その根譲渡担保権を目的とする権利を有する者の承諾を得なければならない。

（根譲渡担保権の一部譲渡）

第22条 元本の確定前においては、根譲渡担保権者は、根譲渡担保権設定者の承諾を得て、その根譲渡担保権の一部譲渡（譲渡人が譲受人と根譲渡担保権を共有するため、これを分割しないで譲り渡すことをいう。次条において同じ。）をすることができる。

（根譲渡担保権の譲渡又は一部譲渡の対抗要件）

第23条 根譲渡担保権の譲渡又は一部譲渡は、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「特例法」という。）の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

2 債権を目的とする根譲渡担保権の譲渡又は一部譲渡は、当該譲渡又は一部譲渡及びその譲渡又は一部譲渡につき登記がされたことについて、譲渡人若しくは譲受人が当該債権の債務者に登記事項証明書（特例法第11条第2項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。）を交付して通知をし、又は当該債務者が承諾をしなければ、当該債務者に対抗することができない。

（根譲渡担保権の共有）

第24条 根譲渡担保権の共有者は、それぞれその債権額の割合に応じて弁済を受ける。ただし、元本の確定前に、これと異なる割合を定め、又はある者が他の者に先立って弁済を受けるべきことを定めたときは、その定めに従う。

2 根譲渡担保権の共有者は、他の共有者の同意を得て、第21条第1項の規定によりその権利を譲り渡すことができる。

（根譲渡担保権の元本の確定請求）

第25条 根譲渡担保権設定者は、根譲渡担保契約に基づく財産の譲渡の時から3年を経過したときは、担保すべき元本の確定を請求することができる。この場合において、担保すべき元本は、その請求の時から二週間を経過することによって確定する。

2 根譲渡担保権者は、いつでも、担保すべき元本の確定を請求することができる。この場合において、担保すべき元本は、その請求の時に確定する。

3 前2項の規定は、担保すべき元本の確定すべき期日の定めがあるときは、適用しない。

(根譲渡担保権の元本の確定事由)

第 26 条 次に掲げる場合には、根譲渡担保権の担保すべき元本は、確定する。

一 根譲渡担保権者が譲渡担保財産について強制執行、担保権の実行（担保権の実行としての競売の例による競売を含む。）又は第 9 条第 1 項後段若しくは第 3 項後段の規定による差押えを申し立てたとき。ただし、差押えがあったときに限る。

二 根譲渡担保権者が譲渡担保財産に対して滞納処分による差押えをしたとき。

三 根譲渡担保権者が次に掲げるいずれかの事由があったことを知った時から 2 週間を経過したとき。

イ 譲渡担保動産に対する強制執行又は担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。次号において同じ。）による差押え（当該根譲渡担保権者の根譲渡担保権が集合動産譲渡担保権（第 41 条第 1 項に規定する集合動産譲渡担保権をいう。以下この項及び第 37 条において同じ。）である

場合における当該根譲渡担保権に係る動産特定範囲（第 40 条に規定する動産特定範囲をいう。以下この号及び第 37 条第 2 号において同じ。）に属する動産に対する強制執行、一般の先取特権に基づく担保権の実行としての競売又は担保権の実行としての競売の例による競売による差押えを除く。）

ロ 当該根譲渡担保権者の根譲渡担保権が集合動産譲渡担保権である場合における当該根譲渡担保権に係る動産特定範囲に属する動産に対する強制執行、一般の先取特権に基づく担保権の実行としての競売又は担保権の実行としての競売の例による競売における特別の先取特権、質権又は動産譲渡担保権に基づく配当要求

ハ 譲渡担保財産に対する滞納処分による差押え（当該根譲渡担保権者の根譲渡担保権が集合動産譲渡担保権である場合における当該根譲渡担保権に係る動産特定範囲に属する動産に対する滞納処分による差押えを除く。）

四 動産を目的とする根譲渡担保権の根譲渡担保権者が譲渡担保動産に対する強制執行又は担保権の実行としての競売において配当要求をしたとき。

五 根譲渡担保権者が帰属清算の通知（第 60 条第 1 項（第 93 条において準用する場合を含む。）に規定する帰属清算の通知をいう。次号において同じ。）又は処分清算譲渡（第 61 条第 1 項（第 93 条において準用する場合を含む。）に規定する処分清算譲渡をいう。次号において同じ。）をしたとき。

六 動産を目的とする根譲渡担保権に劣後する動産譲渡担保権の動産譲渡担保権者が第 62 条第 1 項の同意を得て帰属清算の通知又は処分清算譲渡をしたとき。

七 集合動産譲渡担保権である根譲渡担保権の根譲渡担保権者が根譲渡担保権設定者に対して第 66 条第 1 項の規定による通知をしたとき。

八 集合動産譲渡担保権である根譲渡担保権に劣後する集合動産譲渡担保権を有する者が第 67 条の同意を得て第 66 条第 1 項の規定による通知をしたとき。

九 債権を目的とする根譲渡担保権の根譲渡担保権者が第 92 条第 1 項前段の規定により譲渡担保債権に係る債務の履行を請求したとき。

十 その他の財産（第 55 条に規定するその他の財産をいう。）を目的とする根譲渡担保権の根譲渡担保権者が第 96 条第 1 項において準用する第 92 条第 1 項前段の規定により当該根譲渡担保権の及ぶ債権に係る債務の履行を請求したとき。

十一 動産を目的とする根譲渡担保権の根譲渡担保権者が譲渡担保動産について第 76 条第 1 項の規定による引渡命令を申し立てたとき。ただし、当該引渡命令が発せられたときに限る。

十二 動産を目的とする根譲渡担保権に劣後する動産譲渡担保権の動産譲渡担保権者が第七十七条の同意を得て譲渡担保動産について第 76 条第 1 項の規定による引渡命令を申し立てたとき。ただし、当該引渡命令が発せられたときに限る。

十三 根譲渡担保権者又は債務者について相続が開始したとき。

十四 債務者又は根譲渡担保権設定者が破産手続開始の決定を受けたとき。

2 前項第 3 号イの強制執行若しくは担保権の実行としての競売による差押え、同号ロの強制執行、一般の先取特権に基づく担保権の実行としての競売若しくは担保権の実行としての競売の例による競売による差押え若しくは同号ハの滞納処分による差押え、同項第 4 号の強制執行若しくは担保権の実行としての競売による差押え、同項第 7 号若しくは第 8 号の通知、同項第 11 号若しくは第 12 号の引渡命令又は同項第 14 号の破産手続開始の決定の効力が消滅したときは、担保すべき元本は、確定しなかったものとみなす。ただし、元本が確定したものであるときは、この限りでない。

第 2 款 動産譲渡担保契約の効力

第 1 目 総則

（動産譲渡担保権の及ぶ範囲）

第 27 条 動産譲渡担保権者は、動産譲渡担保権設定者が動産譲渡担保契約の締結後にその動産の常用に供するために附属させた他の動産であつて動産譲渡担保権設定者の所有に属するものについても、動産譲渡担保権を行使することができる。ただし、動産譲渡担保契約に別段の定めがある場合及び動産譲渡担保権設定者の行為について民法第 424 条第 3 項に規定する詐害行為取消請求をすることができる場合は、この限りでない。

第 28 条 動産譲渡担保権者は、その被担保債権について不履行があつたときは、後に収穫すべき譲渡担保動産の天然果実についても、動産譲渡担保権を行使することができる。

（動産譲渡担保権設定者による譲渡担保動産の使用及び収益）

第 29 条 動産譲渡担保権設定者は、譲渡担保動産の用法に従い、その使用及び収益をすることができる。

2 動産譲渡担保権設定者は、善良な管理者の注意をもって、譲渡担保動産の使用及び収益をしなければならない。

（妨害の停止の請求等）

第 30 条 動産譲渡担保権設定者は、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める請求をすることができる。

一 譲渡担保動産の使用又は収益を動産譲渡担保権設定者以外の者が妨害しているとき その

者に対する妨害の停止の請求

二 譲渡担保動産の使用又は収益を動産譲渡担保権設定者以外の者が妨害するおそれがあるとき その者に対する妨害の予防の請求

三 譲渡担保動産を動産譲渡担保権設定者以外の者が占有しているとき その者に対する返還の請求

2 動産譲渡担保権者は、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める請求をすることができる。

一 第 3 条に規定する権利の行使を動産譲渡担保権者以外の者が妨害しているとき その者に対する妨害の停止の請求

二 第 3 条に規定する権利の行使を動産譲渡担保権者以外の者が妨害するおそれがあるとき その者に対する妨害の予防の請求

（牽連性のある金銭債務のみを担保するための動産の譲渡の対抗力）

第 31 条 次に掲げる債務（その利息、違約金、動産譲渡担保権の実行の費用及び債務の不履行によって生じた損害の賠償を含む。第 37 条において「牽連性のある金銭債務」という。）のみを担保するために締結された動産譲渡担保契約に基づく動産の譲渡は、譲渡担保動産の引渡しがなくとも、第三者に対抗することができる。

一 譲渡担保動産の代金の支払債務

二 譲渡担保動産の代金の支払債務の債務者から委託を受けた者が当該代金の支払債務を履行したことによって生ずるその者の当該債務者に対する求償権に係る債務

2 前項の場合において、次条及び第 35 条から第 37 条までの規定の適用については、動産譲渡担保契約に基づく動産の譲渡の時に民法第 183 条に規定する方法（以下「占有改定」という。）以外の方法で当該動産の引渡しがあったものとみなす。

（動産譲渡担保権の順位）

第 32 条 同一の動産について数個の動産譲渡担保権が互いに競合する場合には、その動産譲渡担保権の順位は、その動産の引渡し（登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない動産にあっては、登記又は登録）の前後による。

（動産譲渡担保権の順位の変更）

第 33 条 動産譲渡担保権の順位は、各動産譲渡担保権者の合意によって変更することができる。

ただし、利害関係を有する者があるときは、その承諾を得なければならない。

2 前項の規定による順位の変更は、特例法の定めるところに従いその登記をしなければ、その効力を生じない。

（動産譲渡担保権と先取特権との競合）

第 34 条 同一の動産について動産譲渡担保権と先取特権とが競合する場合には、動産譲渡担保権者は、民法第 330 条の規定による第一順位の先取特権者と同一の権利を有する。

2 前項の場合において、動産譲渡担保権者が数人あるときは、各動産譲渡担保権者は、同項及び民法第 332 条の規定に従ってこれらの者が弁済を受けるべき金額の合計額について、第 32 条、第 36 条及び第 37 条の規定による順位に従って弁済を受ける。

（動産譲渡担保権と動産質権との競合）

第 35 条 同一の動産について動産譲渡担保権と動産質権とが競合する場合には、その順位は、動産譲渡担保契約に基づく動産の譲渡についての引渡しと動産質権の設定の前後による。

（占有改定で対抗要件を備えた動産譲渡担保権の順位の特例）

第 36 条 第 32 条及び前条並びに事業性融資の推進等に関する法律（令和 6 年法律第 52 号）第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、占有改定で譲渡担保動産の引渡しを受けることにより対抗要件を備えた動産譲渡担保権は、占有改定以外の方法で譲渡担保動産の引渡し（特例法第 3 条第 1 項の規定により引渡しがあったものとみなされる場合を含む。）を受けることにより対抗要件を備えた動産譲渡担保権若しくは動産質権又は企業価値担保権に劣後する。

2 動産譲渡担保権が占有改定以外の方法で譲渡担保動産の引渡し（特例法第 3 条第 1 項の規定により引渡しがあったものとみなされる場合を除く。）を受けることにより対抗要件を備えたものであっても、その後に動産譲渡担保権設定者が当該譲渡担保動産を現に所持して占有したときは、前項の規定の適用については、占有改定で引渡しを受けることにより対抗要件を備えたものとみなす。

（牽連性のある金銭債務を担保する動産譲渡担保権の順位の特例）

第 37 条 第 32 条及び前二条並びに事業性融資の推進等に関する法律第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、牽連性のある金銭債務を担保する動産譲渡担保権は、牽連性のある金銭債務を担保する限度において、競合する他の動産譲渡担保権、動産質権又は企業価値担保権に優先する。ただし、動産譲渡担保権者が次に掲げる時のうち最も早いものより後に譲渡担保動産の引渡しを受けたときは、この限りでない。

- 一 他の動産譲渡担保権（集合動産譲渡担保権を除く。）の動産譲渡担保権者が譲渡担保動産の引渡し（占有改定による場合を除く。）を受けた時
- 二 他の動産譲渡担保権（集合動産譲渡担保権に限る。）の動産譲渡担保権者が第 41 条第 1 項の引渡し（占有改定による場合を除く。）を受けた時又は譲渡担保動産が動産特定範囲に属した時のいずれか遅い時
- 三 動産質権の設定時
- 四 譲渡担保動産が事業性融資の推進等に関する法律第 6 条第 8 項に規定する担保目的財産に属した時

（転動産譲渡担保）

第 38 条 動産譲渡担保権は、譲渡担保契約の目的とすることができる。

2 譲渡担保契約に基づく動産譲渡担保権の譲渡（以下この条において「転動産譲渡担保権の設定」という。）は、特例法の定めるところに従いその登記（当該動産譲渡担保権の目的である動産が特例法第 3 条第 1 項の規定による譲渡の登記をすることによってはその譲渡を第三者に対抗することができないものである場合にあっては、当該動産の譲渡についての対抗要件。次項において同じ。）を備えなければ、第三者に対抗することができない。

3 動産譲渡担保権者が数人のために二以上の転動産譲渡担保権の設定をしたときは、これらの転動産譲渡担保権の設定を受けた者（以下この条及び次節において「転動産譲渡担保権者」とい

う。)の権利の順位は、登記の前後による。

4 転動産譲渡担保権の設定は、民法第 467 条の規定に従い、動産譲渡担保権の被担保債権の債務者に通知をし、又は当該債務者が承諾をしなければ、当該債務者、保証人、動産譲渡担保権設定者及びこれらの者の承継人に対抗することができない。

5 動産譲渡担保権の被担保債権の債務者が前項の規定により通知を受け、又は承諾をしたときは、転動産譲渡担保権者の承諾を得ないでした弁済その他の債務を消滅させる事由は、これをもって当該転動産譲渡担保権者に対抗することができない。

6 前項の規定は、動産を目的とする根譲渡担保権について転動産譲渡担保権の設定をした場合において、根譲渡担保権の被担保債権の債務者が元本の確定前にした弁済その他の債務を消滅させる事由については、適用しない。

7 転動産譲渡担保権の設定の登記がされた場合において、転動産譲渡担保権の設定及びその登記がされたことについて、転動産譲渡担保権者が動産譲渡担保権の被担保債権の債務者に登記事項証明書を交付して通知をしたときは、当該債務者について、第四項の規定による通知があったものとみなす。

(動産譲渡担保権と抵当権との競合)

第 39 条 同一の農業用動産について動産譲渡担保権と抵当権とが競合する場合には、その順位は、動産譲渡担保契約に基づく農業用動産の譲渡についての引渡しと抵当権の登記の前後による。

2 前項の規定にかかわらず、占有改定で農業用動産の引渡しを受けることにより対抗要件を備えた動産譲渡担保権は、抵当権に劣後する。

3 農業用動産を目的とする動産譲渡担保権が占有改定以外の方法で当該農業用動産の引渡し(特例法第三条第一項の規定により引渡しがあったものとみなされる場合を除く。)を受けることにより対抗要件を備えたものであっても、その後に動産譲渡担保権設定者が当該農業用動産を現に所持して占有したときは、前項の規定の適用については、占有改定で引渡しを受けることにより対抗要件を備えたものとみなす。

4 同一の登録自動車について動産譲渡担保権と抵当権とが競合する場合には、その順位は、登録の前後による。

第 2 目 集合動産譲渡担保契約の効力

(特定範囲所属動産を一体として目的とする動産譲渡担保契約)

第 40 条 動産譲渡担保契約は、次に掲げる事項を指定することにより、将来において属する動産を含むものとして定められた範囲(以下「**動産特定範囲**」という。)によって特定された動産(以下「**特定範囲所属動産**」という。)を、一体として、その目的とすることができる。

一 譲渡担保動産の種類

二 譲渡担保動産の所在場所その他の事項

(集合動産譲渡担保権についての対抗要件の特例)

第 41 条 特定範囲所属動産を一体として目的とする動産譲渡担保契約(以下「**集合動産譲渡担保契約**」という。)に基づく動産譲渡担保権(以下「**集合動産譲渡担保権**」という。)を有する者(以下「**集合動産譲渡担保権者**」という。)は、動産特定範囲に属する動産の全部の引渡しを受けた

ときは、当該動産特定範囲に将来において属する動産（次項において「特定範囲加入動産」という。）についても、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有することを第三者に対抗することができる。

2 同一の動産について集合動産譲渡担保権と他の動産譲渡担保権（集合動産譲渡担保権を除く。）又は動産質権とが競合する場合において、当該他の動産譲渡担保権に係る動産譲渡担保権当初設定者（動産譲渡担保契約の当事者のうち譲渡担保動産を譲渡した者をいう。以下同じ。）又は当該動産質権を設定した者がその動産譲渡担保契約の締結又は質権の設定の時点における当該集合動産譲渡担保権に係る動産譲渡担保権設定者以外の者であるときは、特定範囲加入動産についての第 32 条及び第 35 条の規定の適用については、集合動産譲渡担保権者が前項の引渡しを受けた時又は当該特定範囲加入動産が動産特定範囲に属した時のいずれか遅い時に引渡しを受けたものとみなす。

（集合動産譲渡担保権設定者による動産特定範囲に属する動産の処分）

第 42 条 集合動産譲渡担保契約における動産譲渡担保権設定者（以下「集合動産譲渡担保権設定者」という。）は、動産特定範囲に属する動産の処分をすることができる。ただし、集合動産譲渡担保権設定者が集合動産譲渡担保権者を害することを知っていたときは、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、集合動産譲渡担保契約に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

3 集合動産譲渡担保権設定者が、集合動産譲渡担保権者を害することを知って動産特定範囲に属する動産の処分をし、又は前項に規定する別段の定めによる処分権限の範囲（次項及び第 44 条において「権限範囲」という。）を超えて動産特定範囲に属する動産の処分をした場合における民法第 192 条の規定の適用については、同条中「善意であり、かつ、過失がない」とあるのは、「善意である」とする。

4 集合動産譲渡担保権設定者が集合動産譲渡担保権者を害することを知って動産特定範囲に属する動産の処分をするおそれがあるとき、又は権限範囲を超えて動産特定範囲に属する動産の処分をするおそれがあるときは、集合動産譲渡担保権者は、その予防を請求することができる。

（動産の補充等による価値の維持義務）

第 43 条 集合動産譲渡担保権設定者は、正当な理由がある場合を除き、動産特定範囲に属する動産の補充その他の方法によって、特定範囲所属動産の一体としての価値を、集合動産譲渡担保権者を害しないと認められる範囲を超えて減少することのないように維持しなければならない。

（集合動産譲渡担保権に基づく物上代位）

第 44 条 第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、集合動産譲渡担保権者は、集合動産譲渡担保権設定者が前条の義務を履行できると認められる間は、動産特定範囲に属する動産の売却、賃貸、滅失又は損傷によって集合動産譲渡担保権設定者が受けるべき金銭その他の物に対し、集合動産譲渡担保権を行使することができない。ただし、集合動産譲渡担保権設定者が集合動産譲渡担保権者を害することを知ってした行為又は権限範囲を超えてした行為によって受けるべき金銭その他の物に対しては、この限りでない。

(動産特定範囲に動産を属させる行為に関する詐欺行為取消請求)

第 45 条 集合動産譲渡担保権設定者が動産を動産特定範囲に属させた場合には、その動産を目的とする担保の供与があったものとみなして、民法第 424 条の 3 の規定を適用する。

第 3 目 登記又は登録を要する動産についての適用除外

第 46 条 第 31 条、第 35 条から第 37 条まで及び前目の規定は、登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない動産を目的とする動産譲渡担保契約については、適用しない。

第 3 款 債権譲渡担保契約の効力

第 1 目 総則

(混同の特例)

第 47 条 ある債権の債務者が債権譲渡担保契約に基づき当該債権の譲渡を受けた場合には、民法第 520 条本文の規定にかかわらず、当該債権は消滅しない。

(譲渡担保債権の第三債務者の弁済等)

第 48 条 第三債務者は、債権譲渡担保契約に基づく債権の譲渡について債権譲渡担保権設定者が民法第 467 条第 1 項の規定による通知をし、又は第三債務者が同項の規定による承諾をした時より後に債権譲渡担保権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる事由をもって債権譲渡担保権設定者その他の第三者に対抗することができる。この場合において、債権譲渡担保権者は、被担保債権の弁済期が到来するまでは、債権譲渡担保権設定者に対し、その受けた利益の価額に相当する金銭を支払うことを要しない。

2 前項前段の場合において、被担保債権の弁済期が到来したときは、債権譲渡担保権者は、債権譲渡担保権設定者に対し、その受けた利益の価額から被担保債権の額を控除した残額を支払わなければならない。

3 前項の場合において、債権譲渡担保権設定者が、債権譲渡担保権当初設定者（債権譲渡担保契約の当事者のうち譲渡担保債権を譲渡した者をいう。以下この項及び第 92 条第 2 項において同じ。）が有していた譲渡担保債権についての権利の譲渡を受けた者であるとき（債権譲渡担保権者が当該債権譲渡担保権設定者への譲渡を承諾していたときを除く。）は、債権譲渡担保権者は、当該債権譲渡担保権当初設定者（当該権利について順次二以上の譲渡がされ、かつ、当該債権譲渡担保権者がそのいずれかの譲渡を承諾した場合にあっては、当該債権譲渡担保権者が承諾した直近の譲渡を受けた者）に対する前項の残額の支払の債務の弁済その他の当該債務を消滅させる事由をもって当該債権譲渡担保権設定者その他の第三者に対抗することができる。

4 譲渡担保債権が金銭債権である場合において、被担保債権についての不履行が生ずる前に当該譲渡担保債権の弁済期が到来したときは、債権譲渡担保権者は、第三債務者にその弁済をすべき金額を供託させることができる。この場合において、債権譲渡担保権は、その供託金について存在する。

5 譲渡担保債権が動産の引渡しを目的とするものである場合において、債権譲渡担保権者が弁済としてその動産の引渡しを受けたときは、債権譲渡担保権者は、債権譲渡担保権設定者との間で、その債権譲渡担保権の被担保債権を担保するため、その動産を目的とする動産譲渡担保契約

を締結したものとみなす。この場合においては、第 2 項及び第 92 条第 1 項後段の規定は、適用しない。

（債権譲渡担保権の順位）

第 49 条 同一の債権について数個の債権譲渡担保権が互いに競合する場合には、その債権譲渡担保権の順位は、民法第 467 条第 2 項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾の前後による。

（債権譲渡担保権の順位の変更）

第 50 条 債権譲渡担保権の順位は、各債権譲渡担保権者の合意によって変更することができる。ただし、利害関係を有する者があるときは、その承諾を得なければならない。

2 前項の規定による順位の変更は、特例法の定めるところに従いその登記をしなければ、その効力を生じない。

3 第一項の規定による順位の変更は、当該順位の変更及び当該順位の変更につき登記がされたことについて、いずれかの債権譲渡担保権者が第三債務者に登記事項証明書を交付して通知をし、又は第三債務者が承諾をしなければ、第三債務者に対抗することができない。

（債権譲渡担保権と債権を目的とする質権との競合）

第 51 条 同一の債権について債権譲渡担保権と質権とが競合する場合には、その順位は、債権譲渡担保契約に基づく債権の譲渡についての民法第 467 条第 2 項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾と質権の設定についての同法第 364 条の規定によりその規定に従うこととされる同項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾の前後による。

（転債権譲渡担保）

第 52 条 債権譲渡担保権は、譲渡担保契約の目的とすることができる。

2 第 38 条第 2 項から第 7

項までの規定は、譲渡担保契約に基づく債権譲渡担保権の譲渡（次項及び第 4 項において「転債権譲渡担保権の設定」という。）について準用する。この場合において、同条第 2 項中「第 3 条第 1 項」とあるのは「第 4 条第 1 項」と、同条第 3 項、第 5 項及び第 7 項中「転動産譲渡担保権者」とあるのは「転債権譲渡担保権者」と読み替えるものとする。

3 転債権譲渡担保権の設定は、民法第 467 条の規定に従い、譲渡担保債権の債務者に通知をし、又は当該債務者が承諾をしなければ、当該債務者に対抗することができない。

4 転債権譲渡担保権の設定の登記がされた場合において、転債権譲渡担保権の設定及びその登記がされたことについて、転債権譲渡担保権の設定を受けた者が譲渡担保債権の債務者に登記事項証明書を交付して通知をしたときは、当該債務者について、前項の規定による通知があったものとみなす。

第 2 目 集合債権譲渡担保契約の効力

（集合債権譲渡担保権設定者による債権特定範囲に属する債権の取立て）

第 53 条 譲渡担保債権の発生日月の始期及び終期、発生原因その他の事項を指定することにより将来において属する債権を含むものとして定められた範囲（以下「債権特定範囲」という。）によって特定された債権（第 94 条において「特定範囲所属債権」という。）を一括して目的とす

る債権譲渡担保契約（以下「**集合債権譲渡担保契約**」という。）における債権譲渡担保権設定者（以下「**集合債権譲渡担保権設定者**」という。）は、集合債権譲渡担保契約に債権特定範囲に属する債権を取り立てることができる旨の定めがあるときは、当該債権特定範囲に属する債権を取り立てることができる。

2 前項の規定により集合債権譲渡担保権設定者が債権特定範囲に属する債権を取り立てることができる場合には、集合債権譲渡担保契約における債権譲渡担保権（以下「**集合債権譲渡担保権**」という。）を有する者（以下「**集合債権譲渡担保権者**」という。）が第48条第1項前段に規定する弁済その他の債務を消滅させる事由により受けた利益については、同項後段の規定は、適用しない。

（集合動産譲渡担保契約の効力の規定の準用）

第54条 第43条の規定は、前条第1項の規定により債権特定範囲に属する債権を取り立てることができる集合債権譲渡担保権設定者について準用する。この場合において、第43条中「特定範囲所属動産の一体としての」とあるのは「第53条第1項に規定する特定範囲所属債権を一括した」と、「集合動産譲渡担保権者」とあるのは「同条第2項に規定する集合債権譲渡担保権者」と読み替えるものとする。

2 第45条の規定は、集合債権譲渡担保権設定者が債権特定範囲に属する債権を発生させた場合について準用する。

第4款 その他の財産を目的とする譲渡担保契約の効力

（その他の財産を目的とする譲渡担保権の順位）

第55条 同一のその他の財産（動産及び債権以外の財産をいう。以下同じ。）について数個の譲渡担保権が互いに競合する場合には、その譲渡担保権の順位は、当該その他の財産の譲渡についての対抗要件を備えた時の前後による。

（その他の財産を目的とする譲渡担保権と質権との競合）

第56条 同一のその他の財産について譲渡担保権と質権とが競合する場合には、その順位は、当該その他の財産の譲渡についての対抗要件を備えた時と当該質権の設定についての対抗要件を備えた時の前後による。

（その他の財産を目的とする転譲渡担保）

第57条 その他の財産を目的とする譲渡担保権は、譲渡担保契約の目的とすることができる。

2 第38条第2項から第6項までの規定は、譲渡担保契約に基づくその他の財産を目的とする譲渡担保権の譲渡について準用する。この場合において、同条第2項中「譲渡担保契約に基づく動産譲渡担保権の譲渡（以下この条において「**転動産譲渡担保権の設定**」とあるのは「**譲渡担保契約に基づくその他の財産**（第55条に規定するその他の財産をいう。以下この条において同じ。）を目的とする譲渡担保権の譲渡（以下この条において「**転譲渡担保権の設定**」と、「特例法の定めるところに従いその登記（当該動産譲渡担保権の目的である動産が特例法第3条第1項の規定による譲渡の登記をすることによってはその譲渡を第三者に対抗することができないものである場合にあっては、当該動産の譲渡についての対抗要件。次項において同じ。）」とあるのは「当該その他の財産の譲渡についての対抗要件」と、同条第3項中「動産譲渡担保権者が」とあるの

は「その他の財産を目的とする譲渡担保契約における譲渡担保権者が」と、同項並びに同条第4項及び第6項中「転動産譲渡担保権の設定」とあるのは「転譲渡担保権の設定」と、同条第3項中「者（以下この条及び次節において「転動産譲渡担保権者」という。）の」とあるのは「者の」と、「登記」とあるのは「当該その他の財産の譲渡についての対抗要件を備えた時」と、同条第4項中「従い、動産譲渡担保権」とあるのは「従い、その他の財産を目的とする譲渡担保権」と、「動産譲渡担保権設定者」とあるのは「その他の財産を目的とする譲渡担保契約における譲渡担保権設定者」

と、同条第5項中「動産譲渡担保権の」とあるのは「その他の財産を目的とする譲渡担保権の」と、「転動産譲渡担保権者」とあるのは「転譲渡担保権の設定を受けた者」と、同条第6項中「動産を」とあるのは「その他の財産を」と読み替えるものとする。

3 前項に規定する譲渡担保権の譲渡については、前2項に規定するもののほか、その性質に反しない限り、第52条第3項の規定を準用する。

（債権譲渡担保契約の効力の規定の準用）

第58条 その他の財産を目的とする譲渡担保契約の効力については、この款に定めるもののほか、その性質に反しない限り、前款（第49条から第52条までを除く。）の規定を準用する。

第5款 適用除外

第59条 第21条から第23条まで、第33条及び第50条の規定は、特例法第3条第1項又は第4条第1項の規定による譲渡の登記をすることによってはその譲渡を第三者に対抗することができない財産を目的とする譲渡担保契約については、適用しない。

第5節 譲渡担保権の実行等

第1款 動産譲渡担保権の実行等

第1目 総則

（動産譲渡担保権の帰属清算方式による実行）

第60条 動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があった後に動産譲渡担保権者が動産譲渡担保権設定者に対して次に掲げる事項の通知（以下この節において「帰属清算の通知」という。）をしたときは、当該被担保債権は、帰属清算の通知の日から二週間を経過した時又は当該動産譲渡担保権者が譲渡担保動産の引渡し（占有改定による場合を除く。以下この項及び次条第一項において同じ。）を受けた時のいずれか早い時（帰属清算の通知の後その時までの間に当該動産譲渡担保権についてその実行の手續の一時の停止を命ずる裁判又はその実行を一時禁止する裁判があった場合にあっては、その時又は当該裁判が効力を失った時のいずれか遅い時、当該動産譲渡担保権者が帰属清算の通知をする前に譲渡担保動産の引渡しを受けてその占有を継続している場合にあっては、帰属清算の通知の時。以下この款において「帰属清算時」という。）に、帰属清算時における譲渡担保動産の価額の限度において消滅する。

- 一 譲渡担保動産をもって被担保債権の弁済に充てること。
- 二 帰属清算時における譲渡担保動産の見積価額及びその算定根拠
- 三 帰属清算時における被担保債権の額

2 前項第2号の見積価額は、合理的な方法により算出したものでなければならない。

3 動産譲渡担保権設定者が、動産譲渡担保権当初設定者が有していた譲渡担保動産についての権利の譲渡を受けた者であるとき（動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権設定者への譲渡を承諾していたときを除く。）は、動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権当初設定者（当該権利について順次二以上の譲渡がされ、かつ、当該動産譲渡担保権者がそのいずれかの譲渡を承諾した場合にあっては、当該動産譲渡担保権者が承諾した直近の譲渡を受けた者）に対してした帰属清算の通知は、当該動産譲渡担保権設定者に対してしたものとみなす。

4 動産譲渡担保権者は、帰属清算時における譲渡担保動産の価額が帰属清算時における被担保債権の額を超えるときは、その差額に相当する金銭（以下この目及び第 76 条第 2 項において「帰属清算金」という。）を動産譲渡担保権設定者に支払わなければならない。この場合において、当該動産譲渡担保権設定者が、動産譲渡担保権当初設定者が有していた譲渡担保動産についての権利の譲渡を受けた者であるとき（当該動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権設定者への譲渡を承諾していたときを除く。）は、当該動産譲渡担保権者は、当該動産譲渡担保権当初設定者（当該権利について順次二以上の譲渡がされ、かつ、当該動産譲渡担保権者がそのいずれかの譲渡を承諾した場合にあっては、当該動産譲渡担保権者が承諾した直近の譲渡を受けた者）に対する帰属清算金の支払の債務の弁済その他の当該債務を消滅させる事由をもって当該動産譲渡担保権設定者その他の第三者に対抗することができる。

5 民法第 533 条の規定は、帰属清算金の支払の債務（第 1 項第 2 号の見積価額が帰属清算時における被担保債権の額を超える場合のその差額が帰属清算金の額に満たないときは、当該差額に相当する部分に限る。次項において同じ。）と譲渡担保動産の引渡し of 債務の履行について準用する。

6 動産譲渡担保権設定者は、帰属清算金の支払の債務の弁済を受けるまで、譲渡担保動産を留置することができる。

（動産譲渡担保権の処分清算方式による実行）

第 61 条 動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があった後に動産譲渡担保権者が第三者に対して譲渡担保動産の譲渡（以下この節において「処分清算譲渡」という。）をしたときは、当該被担保債権は、次項の規定による通知の日から 2 週間を経過した時又は当該動産譲渡担保権者若しくは処分清算譲渡を受けた第三者が譲渡担保動産の引渡しを受けた時のいずれか早い時（処分清算譲渡の後その時までの間に当該動産譲渡担保権についてその実行の手続の一時の停止を命ずる裁判又はその実行を一時禁止する裁判があった場合にあっては、その時又は当該裁判が効力を失った時のいずれか遅い時、当該動産譲渡担保権者が処分清算譲渡をする前に譲渡担保動産の引渡しを受けてその占有を継続している場合にあっては、処分清算譲渡の時。以下この款において「処分清算時」という。）に、処分清算時における譲渡担保動産の価額の限度において消滅する。

2 動産譲渡担保権者は、処分清算譲渡をしたときは、遅滞なく、動産譲渡担保権設定者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 処分清算譲渡をしたこと。
- 二 処分清算時における譲渡担保動産の見積価額及びその算定根拠

三 処分清算時における被担保債権の額

3 前項第2号の見積価額は、合理的な方法により算出したものでなければならない。

4 動産譲渡担保権設定者が、動産譲渡担保権当初設定者が有していた譲渡担保動産についての権利の譲渡を受けた者であるとき（動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権設定者への譲渡を承諾していたときを除く。）は、動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権当初設定者（当該権利について順次二以上の譲渡がされ、かつ、当該動産譲渡担保権者がそのいずれかの譲渡を承諾した場合にあっては、当該動産譲渡担保権者が承諾した直近の譲渡を受けた者）に対してした第2項の規定による通知は、当該動産譲渡担保権設定者に対してしたものとみなす。

5 動産譲渡担保権者は、処分清算時における譲渡担保動産の価額が処分清算時における被担保債権の額を超えるときは、その差額に相当する金銭（以下この目及び第76条第2項において「処分清算金」という。）を動産譲渡担保権設定者に支払わなければならない。この場合において、当該動産譲渡担保権設定者が、動産譲渡担保権当初設定者が有していた譲渡担保動産についての権利の譲渡を受けた者であるとき（当該動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権設定者への譲渡を承諾していたときを除く。）は、当該動産譲渡担保権者は、当該動産譲渡担保権当初設定者（当該権利について順次二以上の譲渡がされ、かつ、当該動産譲渡担保権者がそのいずれかの譲渡を承諾した場合にあっては、当該動産譲渡担保権者が承諾した直近の譲渡を受けた者）に対する処分清算金の支払の債務の弁済その他の当該債務を消滅させる事由をもって当該動産譲渡担保権設定者その他の第三者に対抗することができる。

6 民法第533条の規定は、処分清算金の支払の債務（第2項第2号の見積価額が処分清算時における被担保債権の額を超える場合のその差額が処分清算金の額に満たないときは、当該差額に相当する部分に限る。次項において同じ。）と譲渡担保動産の引渡し of 債務の履行について準用する。

7 動産譲渡担保権設定者は、処分清算金の支払の債務の弁済を受けるまで、譲渡担保動産を留置することができる。

（後順位の動産譲渡担保権者による実行）

第62条 後順位の動産譲渡担保権者（他の動産譲渡担保権に劣後する動産譲渡担保権を有する動産譲渡担保権者をいう。以下この条及び第77条において同じ。）がした帰属清算の通知又は処分清算譲渡は、当該後順位の動産譲渡担保権者が有する動産譲渡担保権に優先する動産譲渡担保権を有する動産譲渡担保権者（転動産譲渡担保権者が取得した権利を有する者を含む。）の全員の同意を得なければ、その効力を生じない。

2 後順位の動産譲渡担保権者が前項の同意を得て帰属清算の通知又は処分清算譲渡をした場合における前二条の規定の適用については、第60条第1項及び前条第1項中「当該被担保債権は」とあるのは「当該動産譲渡担保権及びこれに優先する動産譲渡担保権の各被担保債権は、その順位に従って」と、第60条第1項第1号及び第3号中「被担保債権」とあるのは「各被担保債権」と、同条第4項並びに前条第5項及び第6項中「被担保債権の額」とあるのは「第1項の各被担保債権の合計額」と、第60条第5項中「被担保債権の額」とあるのは「同項の各被担保債権の合計額」と、前条第2項第3号中「被担保債権」とあるのは「前項の各被担保債権」と

する。

3 前項に規定する場合において、各動産譲渡担保権の被担保債権の消滅すべき順位又は額について当該各動産譲渡担保権を有する動産譲渡担保権者（転動産譲渡担保権者が取得した権利を有する者を含む。）間に合意が成立し、かつ、後順位の動産譲渡担保権者が帰属清算時又は処分清算時以前に債務者及び動産譲渡担保権設定者に対してその合意の内容を通知したときは、同項の規定により読み替えて適用する第 60 条第 1 項又は前条第 1 項の規定にかかわらず、各動産譲渡担保権の被担保債権は、その合意された順位又は額に従って消滅する。

4 動産譲渡担保権設定者が、動産譲渡担保権当初設定者が有していた譲渡担保動産についての権利の譲渡を受けた者であるとき（動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権設定者への譲渡を承諾していたときを除く。）は、動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権当初設定者（当該権利について順次二以上の譲渡がされ、かつ、当該動産譲渡担保権者がそのいずれかの譲渡を承諾した場合にあっては、当該動産譲渡担保権者が承諾した直近の譲渡を受けた者）に対してした前項の規定による通知は、当該動産譲渡担保権設定者に対してしたものとみなす。

5 第 1 項の同意をした動産譲渡担保権者が有する動産譲渡担保権の被担保債権で確定期限の到来していないものは、第 2 項の規定により読み替えて適用する第 60 条第 1 項若しくは前条第 1 項の規定又は第 3 項の規定の適用については、弁済期が到来したものとみなす。

6 前項の被担保債権が無利息であるときは、帰属清算時又は処分清算時から同項の確定期限までの帰属清算時又は処分清算時における法定利率による利息との合算額がその被担保債権の額となるべき元本額をその被担保債権の額とみなす。

（帰属清算方式又は処分清算方式による実行に必要な行為の受忍義務）

第 63 条 動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があった場合において、動産譲渡担保権者が帰属清算の通知又は処分清算譲渡に必要な行為をしようとするときは、動産譲渡担保権設定者は、これを拒むことができない。

（動産譲渡担保権者による他の動産譲渡担保権者等に対する通知）

第 64 条 動産譲渡担保契約に基づく動産の譲渡につき動産譲渡登記（特例法第 3 条第 2 項に規定する動産譲渡登記をいう。以下この項において同じ。）がされた動産譲渡担保権の動産譲渡担保権者は、その被担保債権について不履行があり、かつ、譲渡担保動産の引渡し（占有改定による場合を除く。以下この項において同じ。）を受けたとき（譲渡担保動産の引渡しに先立って帰属清算の通知又は処分清算譲渡をした場合にあつては、帰属清算の通知又は処分清算譲渡をしたとき）は、遅滞なく、その時にその動産譲渡登記の競合担保登記目録（特例法第 10 条の 5 第 3 項に規定する競合担保登記目録をいう。）に特定事項（同条第 4 項に規定する特定事項をいう。）が記録されている他の動産譲渡登記又は所有権留保登記（特例法第 13 条の 2 第 1 項に規定する所有権留保登記をいう。）において動産譲渡担保権者又は留保売主等として登記されている全ての者（特例法第 10 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する転譲渡担保権者又は特例法第 13 条の 2 第 1 項において読み替えて準用する特例法第 10 条の二第一項に規定する留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者が登記されている場合にあつては、当該転譲渡担保権者又は当該留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者を含む。）に対し、その旨を通知しなければなら

ない。

2 前項の規定による通知は、通知を受ける者の動産譲渡登記ファイル（特例法第七条第一項に規定する動産譲渡登記ファイルをいう。）上の住所又は事務所に宛てて発すれば足りる。

（清算金の支払に関する処分の禁止）

第 65 条 帰属清算金又は処分清算金の支払を目的とする債権については、帰属清算時又は処分清算時までは、譲渡その他の処分をすることができない。

2 帰属清算時又は処分清算時の前にされた帰属清算金又は処分清算金の支払の債務の弁済その他の当該債務を消滅させる事由は、これをもって帰属清算の通知又は処分清算譲渡をした動産譲渡担保権者が有する動産譲渡担保権に劣後する先取特権、質権又は動産譲渡担保権を有する者に対抗することができない。

第 2 目 集合動産譲渡担保権の実行

（集合動産譲渡担保権の実行）

第 66 条 集合動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があった場合において、集合動産譲渡担保権者が帰属清算の通知又は処分清算譲渡をしようとするときは、その旨を集合動産譲渡担保権設定者に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知をした集合動産譲渡担保権者が有する集合動産譲渡担保権及び当該集合動産譲渡担保権に競合する集合動産譲渡担保権は、当該通知が集合動産譲渡担保権設定者に到達した後に、当該通知をした集合動産譲渡担保権者が有する集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲（次項及び第 4 項において「実行対象動産特定範囲」という。）に属するに至った動産には及ばない。

3 第 1 項の規定による通知が集合動産譲渡担保権設定者に到達したときは、当該集合動産譲渡担保権設定者は、第 42 条第 1 項本文及び第 2 項の規定にかかわらず、実行対象動産特定範囲に属する動産（前項の規定により集合動産譲渡担保権が及ばない動産を除く。）の処分をすることができない。

4 第 1 項の規定による通知が到達した時に実行対象動産特定範囲に属していた動産と外形上区別することができる状態で保管する方法により分別して管理されていない動産は、当該通知が到達した時に当該実行対象動産特定範囲に属していたものと推定する。

5 集合動産譲渡担保権者が、第一項の規定による通知において、その集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲を更に第 40 条各号に掲げる事項を指定することにより限定し、その限定された範囲に属する動産についてのみ帰属清算の通知又は処分清算譲渡をしようとする旨を示したときは、同項の規定による通知の効力は、その定められた範囲にのみ生ずる。

6 第 2 項の規定に反する特約は、無効とする。

（後順位の集合動産譲渡担保権者による実行）

第 67 条 複数の集合動産譲渡担保契約の動産特定範囲が重複するときは、後順位の集合動産譲渡担保権者（その重複する部分につき他の集合動産譲渡担保権に劣後する集合動産譲渡担保権を有する集合動産譲渡担保権者をいう。以下この条において同じ。）がした前条第一項の規定による通知は、その重複する部分につき当該後順位の集合動産譲渡担保権者が有する集合動産譲渡担保

権に優先する集合動産譲渡担保権を有する集合動産譲渡担保権者（転動産譲渡担保権者が取得した権利を有する者を含む。）の全員の同意を得なければ、当該重複する部分については、その効力を生じない。

（通知の撤回）

第 68 条 第 66 条第 1 項の規定による通知をした集合動産譲渡担保権者は、集合動産譲渡担保契約の動産特定範囲に属する動産の全部又は一部について帰属清算の通知又は処分清算譲渡をするまでの間は、集合動産譲渡担保権設定者の承諾を得て、同項の規定による通知を撤回することができる。

2 前項の規定による通知の撤回は、当該通知が到達した時に遡ってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない。

（動産特定範囲に属する動産に対する差押え等）

第 69 条 集合動産譲渡担保権者が集合動産譲渡担保権に基づいて次の各号に掲げる行為をしたときは、当該集合動産譲渡担保権は、当該各号に定める動産には及ばない。当該集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲と他の集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲が重複する場合における当該他の集合動産譲渡担保権についても、同様とする。

一 担保権の実行としての競売による差押え 当該集合動産譲渡担保権に係る特定範囲所属動産のうち当該差押えの後に当該差押えの場所に存することとなった動産

二 強制執行、一般の先取特権に基づく担保権の実行としての競売又は担保権の実行としての競売の例による競売（以下この号及び次条第 1 項第 2 号において「強制執行等」という。）における配当要求 当該集合動産譲渡担保権に係る特定範囲所属動産のうち当該配当要求の後に当該強制執行等による差押えの場所に存することとなった動産

三 第 75 条第 1 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる保全処分を命ずる決定又は第 76 条第 1 項の規定による引渡命令の執行 当該集合動産譲渡担保権に係る特定範囲所属動産のうち当該執行の後に当該執行の場所に存することとなった動産

2 集合動産譲渡担保権者が集合動産譲渡担保権に基づいて前項各号に掲げる行為をしたとき（同項第 2 号に掲げる行為をした場合にあっては、集合動産譲渡担保権設定者が当該行為があったことを知ったとき）は、集合動産譲渡担保権設定者は、第 42 条第 1 項本文及び第 2 項の規定にかかわらず、当該集合動産譲渡担保権に係る特定範囲所属動産のうち前項各号に規定する場所に存する動産（同項の規定により集合動産譲渡担保権が及ばない動産を除く。）の処分をすることができない。

3 集合動産譲渡担保権者が集合動産譲渡担保権に基づいて第 1 項各号に掲げる行為をした時（同項第 2 号に掲げる行為をした場合にあっては、集合動産譲渡担保権設定者が当該行為があったことを知った時）に当該集合動産譲渡担保権に係る特定範囲所属動産のうち同項各号に規定する場所に存していた動産と外形上区別することができる状態で保管する方法により分別して管理されていない動産は、当該行為があった時（同項第 2 号に掲げる行為があった場合にあっては、集合動産譲渡担保権設定者が当該行為があったことを知った時）に同項各号に規定する場所に存していたものと推定する。

4 第1項第1号若しくは第2号に規定する差押え又は同項第3号に規定する執行が取り消されたときは、前3項の規定の適用については、当該差押え又は執行はなかったものとみなす。ただし、第三者の権利を害することはできない。

5 第1項の規定に反する特約は、無効とする。

第70条 集合動産譲渡担保権は、次の各号に掲げる事由があったときは、当該各号に定める動産には及ばない。当該集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲と他の集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲が重複する場合における当該他の集合動産譲渡担保権についても、同様とする。

一 当該集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲に属する動産に対する担保権の実行としての競売（集合動産譲渡担保権又は一般の先取特権に基づくものを除く。）による差押え 当該集合動産譲渡担保権に係る特定範囲所属動産のうち当該差押えの後に当該差押えの場所に存することとなった動産

二 当該集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲に属する動産を目的とする強制執行等における特別の先取特権、質権又は動産譲渡担保権（集合動産譲渡担保権を除く。）に基づく配当要求 当該集合動産譲渡担保権に係る特定範囲所属動産のうち当該配当要求の後に当該強制執行等による差押えの場所に存することとなった動産

三 当該集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲に属する動産を目的とする第75条第1項第2号若しくは第3号に掲げる保全処分を命ずる決定（集合動産譲渡担保権に基づくものを除く。）又は第76条第1項の規定による引渡命令（集合動産譲渡担保権に基づくものを除く。）の執行 当該集合動産譲渡担保権に係る特定範囲所属動産のうち当該執行の後に当該執行の場所に存することとなった動産

2 前条第2項、第3項、第4項本文及び第5項の規定は、前項の場合について準用する。

（集合動産譲渡担保権者による超過分の金銭の組入義務等）

第71条 第9条第1項若しくは第3項、第60条第1項若しくは第61条第1項の規定により、又は民事執行法（昭和54年法律第4号）第139条第1項若しくは第2項若しくは第142条（これらの規定を同法第192条（同法第195条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による配当若しくは弁済金の交付により集合動産譲渡担保権の被担保債権の全部又は一部が消滅し、かつ、その消滅した額が次に掲げる額のうちいずれか大きい方の額を超える場合において、集合動産譲渡担保権設定者について破産手続開始の決定（破産法（平成16年法律第75号）第216条第1項の規定による破産手続廃止の決定がされた場合を除く。）、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったときは、集合動産譲渡担保権者は、その超える額に相当する金銭（第3項及び第4項において「超過分の金銭」という。）を破産財団、再生債務者財産（民事再生法（平成11年法律第225号）第12条第1項第1号に規定する再生債務者財産をいう。第97条第3項において同じ。）、更生会社財産（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第14項に規定する更生会社財産又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号。以下「更生特例法」という。）第169条第14項に規定する更生会社財産をいう。第97条第4項において同じ。）、更生協同組織金融機関財産（更生特例法第4条第14項に規定する

更生協同組織金融機関財産をいう。第 97 条第 4 項において同じ。）又は清算株式会社の財産に組み入れなければならない。ただし、当該集合動産譲渡担保権の被担保債権が消滅した日から 1 年を経過した日以後に破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったときは、この限りでない。

一 集合動産譲渡担保権の目的である動産の価額に 10 分の 9 を乗じた額

二 当該集合動産譲渡担保権の実行の費用及び集合動産譲渡担保権（集合動産譲渡担保権が複数ある場合にあっては、その最も優先するもの）の被担保債権の元本の合計額

2 前項の場合において、集合動産譲渡担保権が複数あるときは、各集合動産譲渡担保権者は、その集合動産譲渡担保権の被担保債権が消滅した額を限度として、次の各号に定めるところにより、同項の義務を負担する。

一 順位を異にする集合動産譲渡担保権があるときは、劣後する集合動産譲渡担保権に係る集合動産譲渡担保権者が先に負担する。

二 順位を同じくする集合動産譲渡担保権が複数あるときは、各集合動産譲渡担保権者が、その集合動産譲渡担保権の被担保債権の額の割合に応じて負担する。

3 集合動産譲渡担保権者は、超過分の金銭の支払について、相殺をもって債権者に対抗することができない。

4 第 1 項の場合には、超過分の金銭に相当する金額の被担保債権は、消滅しなかったものとみなす。

5 集合動産譲渡担保権設定者又はその債権者は、第 1 項の義務の履行を確保するため必要があるときは、集合動産譲渡担保権者に対して相当の担保を請求することができる。

第 3 目 強制執行等の特例

（動産譲渡担保権者による配当要求等及び動産競売の申立て）

第 72 条 動産譲渡担保権者による配当要求及び動産譲渡担保権者に対する配当又は弁済金の交付については、動産譲渡担保権を質権とみなして、民事執行法第 133 条及び第 141 条第 1 項（第 4 号に係る部分に限る。）（これらの規定を同法第 192 条（同法第 195 条の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する場合を含む。）並びに同法第 142 条第 2 項（同法第 192 条において準用する場合を含む。）において準用する同法第 91 条第 1 項（第 4 号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

2 動産譲渡担保権者による担保権の実行としての競売の申立てについては、動産譲渡担保権を質権とみなして、民事執行法第 190 条の規定を適用する。この場合において、同条第 1 項第 3 号中「債務者」とあるのは「債務者又は当該動産の所有者（以下この条において「債務者等」という。）」と、同条第 2 項ただし書中「第 123 条第 2 項に規定する場所又は容器」とあるのは「債務者等の住居その他債務者等の占有する場所又は債務者等の占有する金庫その他の容器」と、同条第 3 項中「債務者」とあるのは「債務者等」とする。

（動産譲渡担保権者による第三者異議の訴え）

第 73 条 動産譲渡担保権者は、動産譲渡担保権設定者を債務者又は動産の所有者として、譲渡担保動産に対する強制執行又は当該動産譲渡担保権者が有する動産譲渡担保権に劣後する先取特

権、質権若しくは動産譲渡担保権に基づく担保権の実行としての競売による差押えがあったときは、民事執行法第 38 条第 1 項（同法第 194 条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する第三者異議の訴えを提起することができる。ただし、その売得金の額が執行費用のうち共益費用であるもの、被担保債権及びこれに優先する債権のうち配当要求があったものの額の合計額以上となる見込みがあるとき

は、同項に規定する第三者異議の訴えを提起することができない。

（売却に伴う動産譲渡担保権の消滅）

第 74 条 譲渡担保動産につき強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）又は企業担保権の実行手続が行われたときは、動産譲渡担保権は、当該譲渡担保動産の売却によって消滅する。

第 4 目 動産譲渡担保権の実行のための裁判手続

（動産譲渡担保権の実行のための保全処分）

第 75 条 裁判所は、動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があった場合において、債務者、動産譲渡担保権設定者又は譲渡担保動産の占有者（債務者及び動産譲渡担保権設定者を除く。次項第 2 号及び第 5 項において同じ。）が、価格減少行為等（譲渡担保動産の価格を減少させ、又は譲渡担保動産の引渡しを困難にする行為をいう。以下この項において同じ。）をし、又はそのおそれがあるときは、動産譲渡担保権者又は処分清算譲渡を受けた第三者（以下この項及び第 88 条において「動産譲渡担保権者等」という。）の申立てにより、当該動産譲渡担保権者等が譲渡担保動産の引渡しを受けるまでの間、次に掲げる保全処分又は公示保全処分（執行官に、当該保全処分の内容を、譲渡担保動産又はその容器に公示書を貼付する方法、譲渡担保動産の所在する場所に公示書その他の標識を掲示する方法その他の方法により公示させることを内容とする保全処分をいう。以下この条及び第 88 条第 11 項において同じ。）を命ずることができる。ただし、当該価格減少行為等による価格の減少の程度、引渡しを困難にする程度又はそのおそれの程度が軽微であるときは、この限りでない。

一 当該価格減少行為等をし、又はそのおそれがある者に対し、当該価格減少行為等を禁止し、又は一定の行為をすることを命ずる保全処分（裁判所が必要があると認める場合にあっては、保全処分及び公示保全処分。次号において同じ。）

二 次に掲げる事項を内容とする保全処分

イ 当該価格減少行為等をし、又はそのおそれがある者に対し、譲渡担保動産に対する占有を解いて執行官に引き渡すことを命ずること。

ロ 執行官に譲渡担保動産の保管をさせること。

三 次に掲げる事項を内容とする保全処分及び公示保全処分

イ 前号イ及びロに掲げる事項

ロ 前号イに規定する者に対し、譲渡担保動産の占有の移転を禁止することを命じ、及び当該譲渡担保動産の使用を許すこと。

2 前項第 2 号又は第 3 号に掲げる保全処分は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときでなければ、命ずることができない。

- 一 債務者又は動産譲渡担保権設定者が譲渡担保動産を占有する場合
 - 二 譲渡担保動産の占有者の占有の権原が前項の規定による申立てをした者に対抗することができない場合
- 3 裁判所は、申立人が第一項の保全処分を命ずる決定の告知を受けた日から一月以内に次の各号に掲げる事項のいずれかを証する文書又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この目及び次節において同じ。）を提出しないときは、相手方又は動産譲渡担保権設定者の申立てにより、その決定を取り消さなければならない。
- 一 帰属清算の通知をしたこと。
 - 二 処分清算譲渡をしたこと。
 - 三 次条第 11 項に規定する引渡命令の申立てをしたこと。
 - 四 民事執行法第 190 条第 1 項に規定する動産を目的とする担保権の実行としての競売（次項及び次条において「動産競売」という。）の申立てをしたこと。
- 4 前項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を証する文書又は電磁的記録が提出された後に、その申立てが取り下げられ、又は却下された場合には、その文書又は電磁的記録を提出しなかったものとみなす。同項第 3 号の引渡命令又は同項第 4 号の動産競売による差押えが取り消された場合も、同様とする。
- 5 裁判所は、譲渡担保動産の占有者に対し第 1 項の規定による決定をする場合において、必要があると認めるときは、その者を審尋しなければならない。
- 6 裁判所が第 1 項の規定による決定をするときは、申立人に担保を立てさせることができる。ただし、同項第 2 号に掲げる保全処分については、申立人に担保を立てさせなければ、同項の規定による決定をしてはならない。
- 7 事情の変更があったときは、裁判所は、申立てにより、第 11 項の規定による決定を取り消し、又は変更することができる。
- 8 第 1 項、第 3 項又は前項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 9 前項の即時抗告（第 1 項の申立てについての裁判に対するものに限る。）は、執行停止の効力を有しない。
- 10 第 3 項又は第 7 項の規定による決定は、確定しなければその効力を生じない。
- 11 第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずる決定は、申立人に告知された日から 2 週間を経過したときは、執行してはならない。
- 12 前項に規定する決定は、相手方に送達される前であっても、執行することができる。

（動産譲渡担保権の実行のための引渡命令）

第 76 条 裁判所は、動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があった場合において、動産譲渡担保権者が帰属清算の通知又は処分清算譲渡をするために必要があるときは、当該動産譲渡担保権者が帰属清算の通知又は処分清算譲渡をするまでの間、当該動産譲渡担保権者の申立てにより、担保を立てさせて、動産譲渡担保権設定者又は譲渡担保動産の占有者（動産譲渡担保権設定者を除く。次項及び第 78 条第 1 項において同じ。）に対し、譲渡担保動産を当該動産譲渡担保

権者に引き渡すべき旨を命ずることができる。ただし、当該動産譲渡担保権者に対抗することができる権原により占有していると認められる者

（債務者を除く。）に対しては、この限りでない。

2 裁判所は、前項の規定による決定をする場合において、帰属清算金又は処分清算金が生ずることが見込まれるときは、その担保をも立てさせなければならない。ただし、同項の申立てが譲渡担保動産の占有者に対するものであるときは、この限りでない。

3 裁判所は、申立人が第1項の規定による決定の告知を受けた日から1月以内に次の各号に掲げる事項のいずれかを証する文書又は電磁的記録を提出しないときは、相手方又は動産譲渡担保権設定者の申立てにより、その決定を取り消さなければならない。

一 帰属清算の通知をしたこと。

二 処分清算譲渡をしたこと。

三 動産競売の申立てをしたこと。

4 前項第3号に掲げる事項を証する文書又は電磁的記録が提出された後に、その申立てが取り下げられ、又は却下された場合には、その文書又は電磁的記録を提出しなかったものとみなす。同号の動産競売による差押えが取り消された場合も、同様とする。

5 裁判所は、第1項の規定による決定をする場合には、相手方を審尋しなければならない。

6 第1項又は第3項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

7 第1項又は第3項の規定による決定は、確定しなければその効力を生じない。

（後順位の動産譲渡担保権者による実行のための保全処分等）

第77条 後順位の動産譲渡担保権者は、当該後順位の動産譲渡担保権者が有する動産譲渡担保権に優先する動産譲渡担保権を有する動産譲渡担保権者（転動産譲渡担保権者が取得した権利を有する者を含む。）の全員の同意を得なければ、第75条第1項に規定する保全処分又は前条第1項に規定する引渡命令の申立てをすることができない。

（動産譲渡担保権の実行後の引渡命令）

第78条 裁判所は、帰属清算時又は処分清算時の後、帰属清算の通知若しくは処分清算譲渡をした動産譲渡担保権者又は処分清算譲渡を受けた第三者（以下この項及び次項において「動産譲渡担保権者等」という。）の申立てにより、動産譲渡担保権設定者又は譲渡担保動産の占有者に対し、譲渡担保動産を動産譲渡担保権者等に引き渡すべき旨（第60条第11項第2号の見積価額が帰属清算時における被担保債権の額を超える場合又は第61条第2項第2号の見積価額が処分清算時における被担保債権の額を超える場合にあっては、それぞれその差額に相当する金銭の支払と引換えに譲渡担保動産を動産譲渡担保権者等に引き渡すべき旨）を命ずることができる。ただし、動産譲渡担保権者等に対抗することができる権原により占有していると認められる者（債務者を除く。）に対しては、この限りでない。

2 動産譲渡担保権者等は、帰属清算時又は処分清算時から1月を経過したときは、前項の申立てをすることができない。

3 裁判所は、第1項の規定による決定をする場合には、相手方を審尋しなければならない。

4 第1項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

5 第1項の規定による決定は、確定しなければその効力を生じない。

(管轄)

第79条 この目に規定する手続に係る事件は、譲渡担保動産の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

(任意的口頭弁論)

第80条 この目に規定する手続に係る裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。

(不服申立て)

第81条 この目に規定する手続に係る裁判につき利害関係を有する者は、この目に特別の定めがある場合に限り、当該裁判に対し、即時抗告をすることができる。

(代理人)

第82条 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第54条第1項の規定により訴訟代理人となることができる者以外の者は、この目に規定する手続については、即時抗告に係る手続を除き、裁判所の許可を受けて代理人となることができる。

2 裁判所は、いつでも前項の許可を取り消すことができる。

(担保の提供)

第83条 この目の規定により担保を立てるには、担保を立てるべきことを命じた裁判所（以下この項において「発令裁判所」という。）の所在地を管轄する地方裁判所又は第七十九条に規定する地方裁判所の管轄区域内の供託所に金銭又は発令裁判所が相当と認める有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第278条第1項に規定する振替債を含む。）を供託する方法その他最高裁判所規則で定める方法によらなければならない。ただし、当事者が特別の契約をしたときは、その契約による。

2 民事訴訟法第77条、第79条及び第80条の規定は、前項の担保について準用する。

(非電磁的事件記録の閲覧等)

第84条 この目に規定する手続について利害関係を有する者（以下この目において「利害関係者」という。）は、裁判所書記官に対し、非電磁的事件記録（事件の記録中次条第一項に規定する電磁的事件記録を除いた部分をいう。次項及び第3項において同じ。）の閲覧又は謄写を請求することができる。

2 利害関係者は、裁判所書記官に対し、非電磁的事件記録の正本、謄本又は抄本の交付を請求することができる。

3 前二項の規定は、非電磁的事件記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、利害関係者は、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。

4 民事訴訟法第91条第5項の規定は、第1項及び前項の規定による請求について準用する。

(電磁的事件記録の閲覧等)

第85条 利害関係者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録（事件の記録中この法律その他の法令の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この目において同じ。）に備えられたファイルに記録された事項に係る部分

をいう。次項及び第 3 項において同じ。)の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

2 利害関係者は、裁判所書記官に対し、電磁的事件記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項及び次条において同じ。)を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

3 利害関係者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

4 民事訴訟法第 91 条第 5 項の規定は、第 1 項及び第 2 項の規定による請求について準用する。

(事件に関する事項の証明)

第 86 条 利害関係者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、事件に関する事項を記載した書面であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

(執行官保管の保全処分中の売却)

第 87 条 第 75 条第 1 項第 2 号に掲げる保全処分を命ずる決定の執行に係る譲渡担保動産について、著しい価額の減少を生ずるおそれがあるとき、又はその保管のために不相応な費用を要するときは、執行官は、民事執行法の規定による動産執行の売却の手続によりこれを売却し、その売得金を供託しなければならない。

(占有移転禁止の保全処分等の効力)

第 88 条 第 75 条第 1 項第 3 号に掲げる保全処分及び公示保全処分を命ずる決定の執行がされ、かつ、当該決定の相手方に対して第 76 条第 1 項又は第 78 条第 1 項に規定する引渡命令が発せられたときは、当該引渡命令の申立てをした動産譲渡担保権者等は、当該引渡命令に基づき、次に掲げる者に対し、譲渡担保動産の引渡し of 強制執行をすることができる。

- 一 当該決定の執行がされたことを知って当該譲渡担保動産を占有した者
- 二 当該決定の執行後に当該執行がされたことを知らないで当該決定の相手方の占有を承継した者

2 前項の決定の執行後に同項の譲渡担保動産を占有した者は、その執行がされたことを知って占有したものと推定する。

3 第 1 項の引渡命令について同項の決定の相手方以外の者に対する執行文が付与されたときは、その者は、執行文の付与に対する異議の申立てにおいて、当該引渡命令の申立てをした動産譲渡担保権者等に対抗することができる権原により譲渡担保動産を占有していること、又は自己が同項各号のいずれにも該当しないことを理由とすることができる。

(手続の停止)

第 89 条 第 76 条に規定する手続は、次の各号に掲げるいずれかの文書の提出があったときは、停止しなければならない。

一 第 76 条に規定する手続の一時の停止を命ずる旨を記載した裁判の謄本又は記録事項証明書（裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したものをいう。次号及び次項において同じ。）

二 動産譲渡担保権の実行を一時禁止する裁判の謄本又は記録事項証明書 2 前項の規定に基づき裁判所に同項各号に規定する裁判に係る記録事項証明書を提出すべき者は、その提出に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該各号に規定する裁判に係る事件を特定するために必要な情報として最高裁判所規則で定めるものを提供することができる。

この場合において、当該者は、当該記録事項証明書を提出したものとみなす。

(民事訴訟法の準用)

第 90 条 特別の定めがある場合を除き、この目に規定する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第 1 編から第 44 編までの規定を準用する。この場合において、同法第 132 条の 11 第 1 項第 1 号中「第 54 条第 1 項ただし書」とあるのは「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第 82 条第 1 項」と、同項第 2 号中「第 2 条」とあるのは「第 9 条において準用する同法第 2 条」と読み替えるものとする。

(最高裁判所規則)

第 91 条 この目に定めるもののほか、この目に規定する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第 2 款 債権譲渡担保権の実行

第 1 目 総則

(債権譲渡担保権者による債権の取立て)

第 92 条 債権譲渡担保権者は、被担保債権について不履行があつたときは、譲渡担保債権を直接に取り立てることができる。この場合において、債権譲渡担保権者の受けた利益の価額が被担保債権の額を超えるときは、その差額に相当する金銭を債権譲渡担保権設定者に支払わなければならない。

2 前項後段の場合において、債権譲渡担保権設定者が、債権譲渡担保権当初設定者が有していた譲渡担保債権についての権利の譲渡を受けた者であるとき（債権譲渡担保権者が当該債権譲渡担保権設定者への譲渡を承諾していたときを除く。）は、債権譲渡担保権者は、当該債権譲渡

担保権当初設定者（当該権利について順次二以上の譲渡がされ、かつ、当該債権譲渡担保権者がそのいずれかの譲渡を承諾した場合にあっては、当該債権譲渡担保権者が承諾した直近の譲渡を受けた者）に対する同項後段の差額に相当する金銭の支払の債務の弁済その他の当該債務を消滅させる事由をもって債権譲渡担保権設定者その他の第三者に対抗することができる。

（債権譲渡担保権の帰属清算方式又は処分清算方式による実行）

第 93 条 第 60 条（第 5 項及び第 6 項を除く。）、第 61 条（第 6 項及び第 7 項を除く。）及び第 65 条の規定は、債権譲渡担保権について準用する。この場合において、第 60 条第 1 項中「経過した時又は当該動産譲渡担保権者が譲渡担保動産の引渡し（占有改定による場合を除く。以下この項及び次条第一項において同じ。）を受けた時のいずれか早い時」とあるのは「経過した時」と、「いずれか遅い時、当該動産譲渡担保権者が帰属清算の通知をする前に譲渡担保動産の引渡しを受けてその占有を継続している場合にあっては、帰属清算の通知の時」とあるのは「いずれか遅い時」と、第 61 条第 1 項中「経過した時又は当該動産譲渡担保権者若しくは処分清算譲渡を受けた第三者が譲渡担保動産の引渡しを受けた時のいずれか早い時」とあるのは「経過した時」と、「いずれか遅い時、当該動産譲渡担保権者が処分清算譲渡をする前に譲渡担保動産の引渡しを受けてその占有を継続している場合にあっては、処分清算譲渡の時」とあるのは「いずれか遅い時」と読み替えるものとする。

第 2 目 集合債権譲渡担保権の実行

（集合債権譲渡担保権の実行）

第 94 条 集合債権譲渡担保権の被担保債権について不履行があった場合において、集合債権譲渡担保権者が集合債権譲渡担保権設定者に対して特定範囲所属債権について第 92 条第 1 項前段の規定による取立て、前条において準用する第 60 条第 1 項に規定する帰属清算の通知又は前条において準用する第 61 条第 1 項に規定する処分清算譲渡をしようとする旨を通知したときは、集合債権譲渡担保権設定者は、債権特定範囲に属する債権を取り立てることができない。ただし、第三債務者にもその旨を通知しなければ、これをもって第三債務者に対抗することができない。

（集合債権譲渡担保権者による超過分の金銭の組入義務等）

第 95 条 第 71 条の規定は、第 9 条第 1 項若しくは第 3 項、第 92 条第 1 項前段又は第 93 条において準用する第 60 条第 1 項若しくは第 61 条第 1 項の規定により集合債権譲渡担保権の被担保債権の全部又は一部が消滅した場合について準用する。この場合において、第 71 条第 1 項中「その消滅した額」とあるのは「その消滅した額（集合債権譲渡担保権設定者について再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があった場合において、集合債権譲渡担保契約に第 107 条第 2 項ただし書の別段の定めがあるときにあっては、当該再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定までに消滅した額に限る。）」と、同項及び同条第 5 項中「集合動産譲渡担保権設定者」とあるのは「集合債権譲渡担保権設定者」と、同条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項中「集合動産譲渡担保権者」とあるのは「集合債権譲渡担保権者」と、同条第 1 項第 1 号中「動産の」とあるのは「債権（集合債権譲渡担保権設定者について再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があった場合において、集合債権譲渡担保契約に第 107 条第 2 項ただし書の別段の定めがあるときにあっては、当該再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定までに発生したものに限る。）の」

と読み替えるものとする。

第3款 その他の財産を目的とする譲渡担保権の実行

第96条 その他の財産を目的とする譲渡担保権の実行については、その性質に反しない限り、前款の規定を準用する。

2 前項の譲渡担保権のうち取引所の相場その他の市場の相場がある商品を目的とするものについての同項において準用する第93条の規定の適用については、同条中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

……省略……

第3節 破産手続等における譲渡担保権の取扱い

(破産手続等における譲渡担保権)

第97条 譲渡担保権(破産者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有し、かつ、その権利が破産財団に属するものに限る。)を有する者については、破産法中破産財団に属する財産につき質権を有する者に関する規定(譲渡担保権(動産譲渡担保権を除く。)を有する者にあつては、同法第184条第2項から第4項までの規定を除く。)を適用する。この場合において、同法第185条第1項中「とき」とあるのは「とき(譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和7年法律第号)第60条及び第61条(これらの規定を同法第93条(同法第96条第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。))において準用する場合を含む。))の方法による実行をする権利を有するときを含む。)」と、同条第2項中「失う」とあるのは「失う。この場合において、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第2条第3号に規定する譲渡担保権(同条第8号に規定する動産譲渡担保権を除く。)を有する者にあつては、同法第93条において準用する同法第60条第1項に規定する帰属清算の通知がされ、かつ、前項の期間の満了時に当該帰属清算の通知の日から2週間が経過したものとみなす」とする。

2 譲渡担保権(破産者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有し、かつ、その権利が破産財団に属しないものに限る。)を有する者については、破産法中同法第108条第2項に規定する質権を有する者に関する規定を準用する。

3 譲渡担保権(再生債務者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するものに限る。)を有する者については、民事再生法中再生債務者財産につき質権を有する者に関する規定を適用する。この場合において、同法第31条第1項中「債権を目的とする質権」とあるのは「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第号)第2条第3号に規定する譲渡担保権(以下この条において単に「譲渡担保権」という。))」と、同条第3項、第4項及び第9項中「債権を目的とする質権」とあるのは「譲渡担保権」とする。

4 譲渡担保権(開始前会社(会社更生法第2条第66項に規定する開始前会社又は更生特例法第169条第6項に規定する開始前会社をいう。以下この項及び第101条第1項において同じ。))若しくは更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は更生特例法第169条第7項に規定する更生会社をいう。))又は開始前協同組織金融機関(更生特例法第4条第6項に規定する開始前協同組織金融機関をいう。以下この項及び第101条において同じ。))若しくは更生協

同組織金融機関（更生特例法第 44 条第 7 項に規定する更生協同組織金融機関をいう。）が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するものに限る。）を有する者については、会社更生法及び更生特例法中開始前会社の財産若しくは更生会社財産又は開始前協同組織金融機関の財産若しくは更生協同組織金融機関財産につき質権を有する者に関する規定を適用する。この場合において、会社更生法第 24 条第 1 項（同法第 44 条第 2 項並びに更生特例法第 19 条（更生特例法第 31 条において準用する同項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第 184 条（更生特例法第 196 条において準用する会社更生法第 44 条第 2 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する場合を含む。）中「債権を目的とする質権の」とあるのは「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和 7 年法律第 号）第 2 条第 3 号に規定する譲渡担保権（第 10 項において単に「譲渡担保権」という。）の」と、会社更生法第 24 条第 10 項（同法第 44 条第 2 項並びに更生特例法第 19 条及び第 184 条において準用する場合を含む。）中「債権を目的とする質権」とあるのは「譲渡担保権」とする。

5 譲渡担保権（特別清算開始の命令を受けた清算株式会社が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するものに限る。）を有する者については、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 編第 9 章及び第 7 編第 3 章第 3 節中特別清算開始の命令を受けた清算株式会社の財産につき質権を有する者に関する規定（譲渡担保権（動産譲渡担保権を除く。）を有する者にあつては、同法第 538 条第 2 項から第 4 項までの規定を除く。）を適用する。この場合において、同法第 516 条第 1 項中「債権を目的とする質権」とあるのは「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和 7 年法律第 号）第 2 条第 3 号に規定する譲渡担保権（以下この節及び第 891 条において単に「譲渡担保権」という。））」と、同条第 3 項並びに同法第 891 条第 1 項及び第 2 項中「債権を目的とする質権」とあるのは「譲渡担保権」と、同法第 539 条第 1 項中「とき」とあるのは「とき（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第 60 条及び第 61 条（これらの規定を同法第 993 条（同法第 96 条第 1 項において準用する場合を含む。次項において同じ。）において準用する場合を含む。）の方法による実行をする権利を有するときを含む。））」と、同条第二項中「失う」とあるのは「失う。この場合において、譲渡担保権（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第 2 条第 8 号に規定する動産譲渡担保権を除く。）を有する者にあつては、同法第 93 条において準用する同法第 60 条第 1 項に規定する帰属清算の通知がされ、かつ、前項の期間の満了時に当該帰属清算の通知の日から 2 週間が経過したものとなす」とする。

6 譲渡担保権（承認援助手続に係る債務者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するものに限る。）を有する者については、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成 12 年法律第 129 号。以下この節において「承認援助法」という。）中承認援助手続に係る債務者の財産につき質権を有する者に関する規定を適用する。この場合において、承認援助法第 27 条第 1 項中「債権を目的とする質権」とあるのは「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和 7 年法律第号）第 2 条第 3 号に規定する譲渡担保権（以下この条において単に「譲渡担保権」という。））」と、同条第 55 項、第 6 項及び第 11 項中「債権を目的とする質

権」とあるのは「譲渡担保権」とする。

第 98 条 破産法第 196 条第 3 項及び第 198 条第 4 項（これらの規定を同法第 205 条において準用する場合を含む。）の規定は、根譲渡担保権（破産者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有し、かつ、その権利が破産財団に属するもので、極度額の定めがあるものに限る。）について準用する。

2 破産法第 196 条第 4 項及び第 198 条第 4 項（これらの規定を同法第 205 条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、根譲渡担保権（破産者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有し、かつ、その権利が破産財団に属しないもので、極度額の定めがあるものに限る。）について準用する。この場合において、同法第 196 条第 4 項中「第 108 条第 2 項」とあるのは、「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第 97 条第 2 項において準用する第 108 条第 2 項」と読み替えるものとする。

3 民事再生法第 148 条第 6 項及び第 77 項、第 160 条第 2 項、第 165 条第 2 項並びに第 182 条ただし書（極度額の定めがない根譲渡担保権にあっては、同法第 148 条第 6 項及び第 7 項）の規定は、根譲渡担保権について準用する。この場合において、同法第 148 条第 7 項中「民法第 398 条の 20 第 2 項」とあるのは、「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第 26 条第 2 項」と読み替えるものとする。

4 会社更生法第 104 条第 7 項及び第 8 項（これらの規定を更生特例法第 64 条及び第 230 条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、根譲渡担保権について準用する。この場合において、会社更生法第 104 条第 8 項中「民法第 398 条の 20 第 2 項」とあるのは、「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第 26 条第 2 項」と読み替えるものとする。

（再生手続における担保権の実行手続の取消命令）

第 99 条 裁判所（再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。以下この条及び次条第 1 項において同じ。）は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、再生債権者の一般の利益に適合し、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがなく、かつ、再生債務者の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、民事再生法第 2 条第 2 号に規定する再生債務者等（同法第 79 条第 2 項の規定により保全管理人が選任されている場合にあっては、当該保全管理人）の申立てにより、担保を立てさせて、第 66 条第 1 項の規定による通知、動産特定範囲に属する動産に係る担保権の実行としての競売の手続又は第 94 条本文の規定による通知の取消しを命ずることができる。ただし、その譲渡担保権によって担保される債権が再生手続における共益債権又は一般優先債権（同法第 122 条第 1 項に規定する一般優先債権をいう。第 107 条第 4 項第 2 号において同じ。）であるときは、この限りでない。

2 前項の規定による取消しの命令は、その発令前にされた第 60 条第 1 項（第 93 条において準用する場合を含む。第 101 条第 2 項及び第 103 条第 2 項において同じ。）に規定する帰属清算の通知、第 61 条第 1 項（第 93 条において準用する場合を含む。第 101 条第 2 項及び第 103 条第 2 項において同じ。）に規定する処分清算譲渡、第 92 条第 1 項前段の規定による取立て又は集合動産譲渡担保権設定者による動産特定範囲に属する動産の処分の効力を妨げない。

3 裁判所は、第1項の規定による取消しの命令を発した場合には、速やかに、譲渡担保権者の意見を聴かなければならない。ただし、あらかじめ譲渡担保権者の意見を聴いたときは、この限りでない。

4 裁判所は、第1項の規定による取消しの命令を変更し、又は取り消すことができる。

5 第1項の規定による取消しの命令及び前項の規定による変更の決定に対しては、譲渡担保権者に限り、即時抗告をすることができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

7 第5項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書（民事再生法第18条において準用する民事訴訟法第122条において準用する同法第252条第1項の規定により作成された電磁的記録であって、民事再生法第18条において準用する民事訴訟法第122条において準用する同法第253条第2項の規定によりファイルに記録されたものをいう。）を当事者に送達しなければならない。

8 再生債務者が集合動産譲渡担保権設定者又は集合債権譲渡担保権設定者である場合における民事再生法第16条の4及び第32条の規定の適用については、同法第16条の4第1号中「第197条第1項の規定による中止の命令」とあるのは「第197条第1項の規定による中止の命令、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和7年法律第 号）第99条第1項の規定による取消しの命令」と、同法第32条中「又は第197条第1項の規定による中止の命令」とあるのは「第197条第1項の規定による中止の命令又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第99条第1項の規定による取消しの命令」とする。

第100条 裁判所が前条第1項の規定による取消しの命令を発した場合における民事再生法第9条の規定の適用については、同条中「この法律」とあるのは、「この法律及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和7年法律第 号）」とする。

2 前条第1項の申立てがあった場合における民事再生法第16条及び第16条の2の規定の適用については、同法第16条第1項中「同じ。）」とあるのは「同じ。）及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和7年法律第 号）」と、同法第16条の2第1項中「この法律」とあるのは「この法律及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」とする。

（更生手続における担保権の実行手続の取消命令）

第101条 裁判所（更生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。第33項及び次条第1項において同じ。）は、更生手続開始の申立てがあった時から当該申立てについての決定があるまでの間において、開始前会社又は開始前協同組織金融機関の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、開始前会社又は開始前協同組織金融機関（会社更生法第30条第2項又は更生特例法第22条第2項若しくは第187条第2項の規定により保全管理人が選任されている場合にあっては、当該保全管理人）の申立てにより、担保を立てさせて、第66条第1項の規定による通知又は第94条本文の規定による通知の取消しを命ずることができる。ただし、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限る。

2 前項の規定による取消しの命令及び第97条第4項の規定により適用する会社更生法第24条第6項（第97条第4項の規定により適用する同法第44条第2項並びに更生特例法第19条（第

97 条第 4 項の規定により適用する更生特例法第 31 条において準用する会社更生法第 44 条第 2 項において準用する場合を含む。) 及び第 184 条 (第 97 条第 4 項の規定により適用する更生特例法第 196 条において準用する会社更生法第 44 条第 2 項において準用する場合を含む。) において準用する場合を含む。) の規定による取消しの命令 (動産特定範囲に属する動産に係る担保権の実行としての競売の手續に係るものに限る。) は、その発令前にされた第 60 条第 1 項に規定する帰属清算の通知、第 61 条第 1 項に規定する処分清算譲渡、第 92 条第 1 項前段の規定による取立て又は集合動産譲渡担保権設定者による動産特定範囲に属する動産の処分の効力を妨げない。

3 裁判所は、第 1 項の規定による取消しの命令を変更し、又は取り消すことができる。

4 第 1 項の規定による取消しの命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

6 第 4 項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書 (会社更生法第 13 条において準用する民事訴訟法第 122 条において準用する同法第 252 条第 1 項の規定により作成された電磁的記録であって、会社更生法第 13 条において準用する民事訴訟法第 122 条において準用する同法第 253 条第 2 項の規定によりファイルに記録されたもの又は更生特例法第 12 条 (更生特例法第 178 条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。) において準用する民事訴訟法第 122 条において準用する同法第 252 条第 1 項の規定により作成された電磁的記録であって、更生特例法第 12 条において準用する民事訴訟法第 122 条において準用する同法第 253 条第 2 項の規定によりファイルに記録されたものをいう。) を当事者に送達しなければならない。

7 前各項の規定は、更生手続開始の申立てを棄却する決定に対して会社更生法第 44 条第 1 項 (更生特例法第 31 条及び第 196 条において準用する場合を含む。) の即時抗告があった場合について準用する。

8 開始前会社 (会社更生法第 2 条第 6 項に規定する開始前会社をいう。) が集合動産譲渡担保権設定者又は集合債権譲渡担保権設定者である場合における同法第 11 条の 4 及び第 23 条の規定の適用については、同法第 11 条の 4 第 1 号中「第 39 条の 2 第 1 項の規定による保全処分」とあるのは「第 39 条の 2 第 1 項の規定による保全処分、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律 (令和 7 年法律第号) 第 101 条第 1 項 (同条第 7 項において準用する場合を含む。第 23 条において同じ。) の規定による取消しの命令」と、同法第 23 条中「又は第 39 条の 2 第 1 項の規定による保全処分」とあるのは「第 39 条の 2 第 11 項の規定による保全処分又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第 101 条第 1 項の規定による取消しの命令」とする。

9 開始前協同組織金融機関が集合動産譲渡担保権設定者又は集合債権譲渡担保権設定者である場合における更生特例法第 11 条及び第 18 条の規定の適用については、更生特例法第 11 条中「第 39 条の 2 第 1 項」とあるのは「第 39 条の 2 第 1 項の規定による保全処分」と、「第 29 条の 2 第 1 項」とあるのは「第 29 条の 2 第 1 項の規定による保全処分、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律 (令和 7 年法律第 号) 第 101 条第 1 項 (同条第 7 項において準用する

場合を含む。)の規定による取消しの命令」と、更生特例法第 18 条中「第 39 条の 2 第 1 項」とあるのは「又は第 39 条の 22 第一項の規定による保全処分」と、「更生特例法第 29 条の 2 第 1 項」とあるのは「、更生特例法第 29 条の 2 第 1 項の規定による保全処分又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第 101 条第 1 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定による取消しの命令」とする。

10 開始前会社（更生特例法第 169 条第 6 項に規定する開始前会社をいう。）が集合動産譲渡担保権設定者又は集合債権譲渡担保権設定者である場合における更生特例法第 177 条及び第 1183 条の規定の適用については、更生特例法第 177 条中「第 39 条の 2 第 1 項」とあるのは「第 39 条の 2 第 1 項の規定による保全処分」と、「第 194 条の 2 第 1 項」とあるのは「第 194 条の 2 第 1 項の規定による保全処分、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和 7 年法律第 号）第 101 条第 1 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定による取消しの命令」と、更生特例法第 183 条中「第 39 条の 2 第 11 項」とあるのは「又は第 39 条の 2 第 1 項の規定による保全処分」と、「更生特例法第 194 条の 2 第 1 項」とあるのは「、更生特例法第 194 条の 2 第 1 項の規定による保全処分又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第 101 条第 1 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定による取消しの命令」とする。

第 102 条 裁判所が前条第 1 項の規定による取消しの命令を発した場合における会社更生法第 9 条（更生特例法第 9 条及び第 174 条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、会社更生法第 99 条中「この法律」とあるのは、「この法律及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和 7 年法律第 号）」とする。

2 前条第 1 項の申立てがあった場合における会社更生法第 11 条及び第 11 条の 2 の規定の適用については、同法第 11 条第 1 項中「同じ。）」とあるのは「同じ。）及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和 7 年法律第 号）」と、同法第 11 条の 2 第 1 項中「この法律」とあるのは「この法律及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」とする。

3 前条第 1 項の申立てがあった場合における更生特例法第 11 条及び第 177 条の規定の適用については、更生特例法第 11 条中「及び第 11 条の 2 第 1 項中「この法律」とあるのは「更生特例法」とあるのは「中「この法律」とあるのは「更生特例法」と、「同じ。）」とあるのは「同じ。）及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和 7 年法律第 号）」と、同法第 11 条の 2 第 1 項中「この法律」とあるのは「更生特例法及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」と、更生特例法第 177 条中「及び第 11 条の 2 第 1 項中「この法律」とあるのは「更生特例法」とあるのは「中「この法律」とあるのは「更生特例法」と、「同じ。）」とあるのは「同じ。）及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」と、同法第 11 条の 2 第 1 項中「この法律」とあるのは「更生特例法及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」とする。

（承認援助手続における担保権の実行手続の取消命令）

第 103 条 裁判所（承認援助事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。以下この条及び次条第 1 項において同じ。）は、債権者の一般の利益に適合し、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがなく、かつ、承認援助手続の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、債務者（外国管財人（承認援助法第 2 条第 1 項第 7 号に規定する外国管財人をいう。）

がない場合に限る。)又は承認管財人(承認援助法第2条第1項第9号に規定する承認管財人という。)の申立てにより、担保を立てさせて、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、第66条第1項の規定による通知、動産特定範囲に属する動産に係る担保権の実行としての競売の手続又は第94条本文の規定による通知の取消しを命ずることができる。

2 前項の規定による取消しの命令は、その発令前にされた第60条第1項に規定する帰属清算の通知、第61条第1項に規定する処分清算譲渡、第92条第1項前段の規定による取立て又は集合動産譲渡担保権設定者による動産特定範囲に属する動産の処分の効力を妨げない。

3 裁判所は、第1項の規定による取消しの命令を発した場合には、速やかに、譲渡担保権者の意見を聴かなければならない。ただし、あらかじめ譲渡担保権者の意見を聴いたときは、この限りでない。

4 裁判所は、第1項の規定による取消しの命令を変更し、又は取り消すことができる。

5 第1項の規定による取消しの命令及び前項の規定による変更の決定に対しては、譲渡担保権者に限り、即時抗告をすることができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

7 第5項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書(承認援助法第15条において準用する民事訴訟法第122条において準用する同法第252条第1項の規定により作成された電磁的記録であって、承認援助法第15条において準用する民事訴訟法第122条において準用する同法第253条第2項の規定によりファイルに記録されたものをいう。)を当事者に送達しなければならない。

8 外国倒産処理手続の承認の決定を取り消す決定が確定したときは、第1項の規定による取消しの命令は、その効力を失う。

9 集合動産譲渡担保権設定者又は集合債権譲渡担保権設定者について外国倒産処理手続の承認の決定があった場合における承認援助法第31条の規定の適用については、同条第1項第1号中「又は第557条第2項」とあるのは「、第57条第2項」と、「第63条第1項の規定による中止の命令」とあるのは「第63条第1項の規定による中止の命令又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和7年法律第 号)第103条第1項の規定による取消しの命令」とする。

第104条 裁判所が前条第1項の規定による取消しの命令を発した場合における承認援助法第7条の規定の適用については、同条中「この法律」とあるのは、「この法律及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和7年法律第号)」とする。

2 前条第1項の申立てがあった場合における承認援助法第13条の規定の適用については、同条第1項及び第4項中「又は第15条」とあるのは「、第15条」と、同条第1項中「民事訴訟法」とあるのは「民事訴訟法又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和7年法律第 号)」と、同条第4項中「民事訴訟法」とあるのは「民事訴訟法又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」とする。

(再生手続開始の申立て等を権限の消滅事由とする特約の無効)

第105条 次に掲げる場合に集合動産譲渡担保権設定者が動産特定範囲に属する動産の処分をす

ることができない旨の特約又は次に掲げる場合に集合債権譲渡担保権設定者が債権特定範囲に属する債権を取り立てることができない旨の特約は、無効とする。

- 一 集合動産譲渡担保権設定者又は集合債権譲渡担保権設定者について再生手続開始の申立て又は更生手続開始の申立てがあったとき。
- 二 集合動産譲渡担保権設定者又は集合債権譲渡担保権設定者に再生手続開始の原因となる事実（支払不能（その者が法人である場合（破産法第 16 条第 2 項の場合を除く。）にあっては、支払不能又は債務超過（その者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態をいう。）とする。以下この号において同じ。）が生ずるおそれがある場合又はその者が事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができない場合のいずれかに該当する事実をいう。第 110 条第 2 号において同じ。）又は更生手続開始の原因となる事実（支払不能が生ずるおそれがある場合又はその者が弁済期にある債務を弁済することとすれば、その事業の継続に著しい支障を来すおそれがある場合のいずれかに該当する事実をいう。同号において同じ。）が生じたとき。

（破産手続開始決定等後の集合動産譲渡担保権の効力）

第 106 条 集合動産譲渡担保権設定者について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合には、第 66 条第 1 項の規定による通知があったものとみなして、同条第 2 項から第 4 項まで及び第 6 項の規定を適用する。

（破産手続開始決定等後の集合債権譲渡担保権の効力）

第 107 条 集合債権譲渡担保権設定者について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったときは、集合債権譲渡担保権は、その後に発生した債権には及ばない。

- 2 集合債権譲渡担保権設定者について再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があったときも、前項と同様とする。ただし、集合債権譲渡担保契約に別段の定めがある場合は、この限りでない。
- 3 第 1 項又は前項本文に規定する場合には、第 94 条本文の規定による通知があったものとみなして、同条の規定を適用する。
- 4 第 2 項ただし書に規定する場合において、集合債権譲渡担保権設定者についての再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定後に第 9 条第 1 項若しくは第 3 項、第 92 条第 1 項前段又は第 93 条において準用する第 60 条第 1 項若しくは第 61 条第 1 項の規定により集合債権譲渡担保権の被担保債権の全部又は一部が消滅したときは、再生債務者である集合債権譲渡担保権設定者若しくは再生手続における管財人又は更生手続における管財人は、次に掲げる債権を弁済するために支出した金額（消滅した被担保債権の額を限度とする。）を集合債権譲渡担保権者から償還させることができる。この場合において、当該金額の被担保債権は、消滅しなかったものとみなす。
 - 一 再生手続又は更生手続における共益債権
 - 二 一般優先債権
 - 三 民事再生法第 85 条第 5 項に基づき弁済をすることの許可を受けた再生債権又は会社更生法第 47 条第 5 項（更生特例法第 34 条及び第 199 条において準用する場合を含む。）に

基づき弁済をすることの許可を受けた更生債権

5 第 71 条第 2 項の規定は、前項前段の場合において、集合債権譲渡担保権が複数あるときについて準用する。この場合において、同条第 2 項中「同項の義務」とあるのは、「第 107 条第 4 項前段の規定による償還の義務」と読み替えるものとする。

(動産特定範囲に動産を属させる行為に関する否認等)

第 108 条 集合動産譲渡担保権設定者が動産を動産特定範囲に属させた場合において、専ら集合動産譲渡担保権者に弁済を受けさせる目的でしたときは、その動産を目的とする担保の供与があったものとみなして、破産法第 162 条第 1 項、第 235 条第 1 項、第 252 条第 1 項（第 3 号に係る部分に限る。）及び第 266 条、民事再生法第 127 条の 3 第 1 項、第 190 条第 5 項及び第 256 条、会社更生法第 86 条の 3 第 1 項及び第 267 条並びに更生特例法第 57 条の 33 第 1 項、第 223 条の 3 第 1 項及び第 550 条の規定を適用する。

2 集合債権譲渡担保権設定者が債権特定範囲に属する債権を発生させた場合において、専ら集合債権譲渡担保権者に弁済を受けさせる目的でしたときは、その債権を目的とする担保の供与があったものとみなして、破産法第 162 条第 1 項、第 235 条第 1 項、第 2252 条第 1 項（第 3 号に係る部分に限る。）及び第 266 条、民事再生法第 127 条の 3 第 1 項、第 190 条第 5 項及び第 256 条、会社更生法第 86 条の 3 第 1 項及び第 267 条並びに更生特例法第 57 条の 3 第 11 項、第 2223 条の 3 第 1 項及び第 550 条の規定を適用する。

第 3 章 所有権留保契約

(動産の所有権の留保の対抗要件)

第 109 条 所有権留保契約に基づく動産の所有権の留保は、所有権留保動産の留保買主等から留保売主等への引渡し（登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない動産にあっては、留保売主等を所有者とする登記又は登録）がなければ、第三者に対抗することができない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる債務（その利息、違約金、留保所有権の実行の費用及び債務の不履行によって生じた損害の賠償を含む。）のみを担保するために締結された所有権留保契約に基づく動産の所有権の留保は、所有権留保動産（登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない動産を除く。以下この項において同じ。）の引渡しがなくとも、第三者に対抗することができる。

- 一 第 2 条第 16 号イに規定する所有権留保契約における所有権留保動産の代金の支払債務
- 二 第 2 条第 16 号ロに規定する所有権留保契約における償還債務（所有権留保動産の代金の支払債務を履行したことによって生ずるものに限る。）

(再生手続開始の申立て等を解除事由とする特約等の無効)

第 110 条 次に掲げる場合に所有権留保契約（第 2 条第 16 号イに規定するものに限る。以下この条において同じ。）が解除される旨の特約又は次に掲げる場合に該当することを理由として留保売主等に対し所有権留保契約の解除権を付与する特約は、無効とする。

- 一 留保買主等について再生手続開始の申立て又は更生手続開始の申立てがあったとき。

二 留保買主等に再生手続開始の原因となる事実又は更生手続開始の原因となる事実が生じたとき。

(譲渡担保契約の規定の準用等)

第 111 条 前章（第 31 条第 1 項，第 38 条，第 1 節第 3 款及び第 4 款並びに第 2 節第 2 款及び第 3 款を除く。）の規定（動産譲渡担保契約に係る部分に限る。）は，留保所有権について準用する。この場合において，これらの規定中「根譲渡担保契約」とあるのは「根所有権留保契約」と，「根譲渡担保権者」とあるのは「根留保売主等」と，「根譲渡担保権設定者」とあるのは「根留保買主等」と，「集合動産譲渡担保契約」とあるのは「集合動産所有権留保契約」と，「集合動産譲渡担保権者」とあるのは「集合動産留保売主等」と，「集合動産譲渡担保権設定者」とあるのは「集合動産留保買主等」と，「動産譲渡担保権当初設定者」とあるのは「当初留保買主等」と，「転動産譲渡担保権者」とあるのは「第 111 条第 2 項において読み替えて準用する第 38 条第 2 項に規定する留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者」と読み替えるほか，次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

……省略……

2 第 38 条の規定は，留保所有権を譲渡担保契約の目的とする場合について準用する。この場合において，同条第 2 項中「譲渡担保契約に基づく動産譲渡担保権の譲渡（以下この条において「転動産譲渡担保権の設定」とあるのは「譲渡担保契約に基づく留保所有権の譲渡（以下この条において「留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定」と，同条第 3 項，第 4 項，第 6 項及び第 7 項中「転動産譲渡担保権の設定」とあるのは「留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定」と，同条第 3 項中「者（以下この条及び次節において「転動産譲渡担保権者」という。）の」とあるのは「者の」と，同条第 5 項及び第 7 項中「転動産譲渡担保権者」とあるのは「留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者」と，同条第 6 項中「根譲渡担保権」とあるのは「根留保所有権」と読み替えるものとする。

3 同一の動産について動産譲渡担保権と留保所有権とが競合する場合においては，これを同一の動産について数個の動産譲渡担保権が互いに競合する場合とみなして，第 9 条第 3 項，第 17 条第 2 項，第 26 条第 1 項（第 6 号，第 8 号及び第 12 号に係る部分に限る。），第 32 条，第 33 条，第 34 条第 2 項，第 36 条第 1 項，第 37 条，第 41 条第 2 項，第 62 条第 1 項から第 3 項まで，第 65 条第 2 項，第 66 条第 2 項及び第 6 項，第 67 条，第 69 条第 1 項及び第 5 項（第 70 条第 2 項において準用する場合を含む。），第 70 条第 1 項，第 71 条，第 73 条並びに第 77 条の規定を適用する。この場合において，第 34 条第 2 項中「前項の場合」とあるのは「前項（第 111 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により動産譲渡担保権者及び留保売主等が民法第 330 条の規定による第一順位の先取特権者と同一の権利を有することとされる場合」と，第 36 条第 1 項中「第 3 条第 1 項」とあるのは「第 3 条第 1 項（特例法第 13 条の 2 第 1 項において準用する場合を含む。）」と，第 62 条第 1 項及び第 3 項，第 67 条並びに第 77 条中「転動産譲渡担保権者」とあるのは「転動産譲渡担保権者及び第 111 条第 2 項において読み替えて準用する第 38 条第 2 項に規定する留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者」とする。

第4章 罰則

第112条 第75条第1項（第1号に係る部分に限る。）（前条第1項において準用する場合を含む。）の規定による命令に基づき執行官が公示するために施した公示書その他の標識を損壊した者は、1年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の 施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

(民法の一部改正)

第1条 民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第366条第1項中「質権の」の下に「担保する債権について不履行があったときは、その」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、質権者の受けた利益の価額がその担保する債権の額を超えるときは、その差額に相当する金銭を質権設定者に支払わなければならない。

第366条第2項を次のように改める。

2 第三債務者は、質権の設定について第三百六十四条の規定によりその規定に従うこととされる第四百六十七条第一項の規定による通知又は承諾がされた時より後に質権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる事由をもって質権設定者その他の第三者に対抗することができる。この場合において、質権者は、自己の債権の弁済期が到来するまでは、質権設定者に対し、その受けた利益の価額に相当する金銭を支払うことを要しない。

第366条第4項中「目的物が金銭でない」を「目的が物の引渡しである」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第1項後段及び第3項の規定は、適用しない。

第366条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前項の債権の」を「債権の目的物が金銭である場合において、その」に、「の弁済期前」を「についての不履行が生ずる前」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項前段の場合において、質権者の債権の弁済期が到来したときは、質権者は、質権設定者に対し、その受けた利益の価額から自己の債権の額を控除した残額を支払わなければならない。

第371条中「その後に生じた」を削り、「果実」の下に「(収取されていないものに限る。)」を加える。

【改正後の民法条文】

第366条 質権者は、質権の担保する債権について不履行があったときは、その目的である債権を直接に取り立てることができる。この場合において、質権者の受けた利益の価額がその担保する債権の額を超えるときは、その差額に相当する金銭を質権設定者に支払わなければならない。

2 第三債務者は、質権の設定について第364条の規定によりその規定に従うこととされる第467条第1項の規定による通知又は承諾がされた時より後に質権者に対してした弁済その他

の債務を消滅させる事由をもって質権設定者その他の第三者に対抗することができる。この場合において、質権者は、自己の債権の弁済期が到来するまでは、質権設定者に対し、その受けた利益の価額に相当する金銭を支払うことを要しない。

3 前項前段の場合において、質権者の債権の弁済期が到来したときは、質権者は、質権設定者に対し、その受けた利益の価額から自己の債権の額を控除した残額を支払わなければならない。

4 債権の目的物が金銭である場合において、その弁済期が質権者の債権についての不履行が生ずる前に到来したときは、質権者は、第三債務者にその弁済をすべき金額を供託させることができる。この場合において、質権は、その供託金について存在する。

5 債権の目的が物の引渡しであるときは、質権者は、弁済として受けた物について質権を有する。この場合においては、第1項後段及び第3項の規定は、適用しない。

第 371 条 抵当権は、その担保する債権について不履行があったときは、その後に生じた抵当不動産の果実（収取されていないものに限る。）に及ぶ。